

大学機関別認証評価

自己評価書

平成22年6月

奈良県立大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	3
	基準2 教育研究組織（実施体制）	6
	基準3 教員及び教育支援者	10
	基準4 学生の受入	15
	基準5 教育内容及び方法	20
	基準6 教育の成果	26
	基準7 学生支援等	30
	基準8 施設・設備	35
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	39
	基準10 財務	42
	基準11 管理運営	45

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 奈良県立大学

(2) 所在地 奈良県奈良市船橋町10

(3) 学部等の構成

学部：地域創造学部（地域総合学科、観光学科）

研究科：なし

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館、地域貢献センター

(4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学部 656人

専任教員数：27人

2 特徴

〔沿革〕

本学の歴史は、1953（昭和28）年4月に勤労学生に対する高等教育の場を提供する目的で、商経学科2年制夜間課程として設立された奈良県立短期大学に始まる。1973（昭和48）年度からは教育内容の量的質的充実を図りつつ修業年限を3年に延長してきたが、社会のより高度な教育要請に対応すべく、1990（平成2）年度に全国唯一の商学部商学科の夜間4年制大学へ移行するとともに、大学名も奈良県立商科大学に改称された。また、1996（平成7）年度からは、商学科内に商学コースと国際観光コースが設けられ、観光立県としての奈良に相応しい教育研究と人材養成を目指して一層の内容充実が図られてきた。

さらに、21世紀を迎えるにあたって折しも地方分権化が叫ばれるとともに、本学も時代のニーズを取り入れた新しい構想の大学づくりが求められることになり、これからの地域社会を創造するために必要な教育研究、人材養成及び地域貢献を軸とする基本構想のもと、2001（平成13）年度には商学部の改組・転換が図られ、地域経済学科と観光経営学科からなる全国唯一の地域創造学部が設置されることになった。同時に、大学名も奈良県立大学に改称された。

そして、2007（平成19）年度からは、地域と観光に関する総合的・学際的教育研究と地域貢献に対するより積極的対応を目指して、学科名を地域総合学科と観光学科に変更するとともに、開講体制も夜間部から昼間部へ全面移行し、現在に至っている。

〔理念〕

地域創造とは、経済・社会・文化・歴史等に関して一つのまとまりとしての意味をもった地域を持続的に活性化し、そこに住む人々が豊かな生活を享受することのできる地域社会を築くこと、と捉えている。したがって本学は、そのための教育研究の場の提供を土台

に、「地域をキャンパスとして、地域から学び、地域に貢献する大学」というキャッチフレーズを掲げ、新しい知の創造（研究）・伝達（教育）・活用（地域貢献）を一層活発にし、地域社会における知の拠点としての役割を果たすことを新たな理念としている。この理念は、学則第1条に「奈良県立大学は、地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献する優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として生涯学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする」と謳っている。

〔特筆すべき教育〕

地域は、人々が現に働き、暮らし、特徴的な文化が息づいている場である。そこには経済活動を基礎として人間活動に関わるあらゆる事象が現出している。そうした地域に関する学習は座学のみでは事足りず、フィールドワークも教育研究上の重要な要素となる。キャッチフレーズを「地域をキャンパスとして、地域から学び、地域に貢献する大学」としている理由もここにある。併せて、地域の将来を展望しながら広い視野で考える能力、地域の現状を的確に分析する能力、地域に関する基本的及び専門的知識を応用する能力、新たなものを創造する能力を備えた人材を養成する必要からも、現場で学び、感性を磨き、コミュニケーション能力を向上させる教育が不可欠であるため、本学ではカリキュラムの中に地域現場実習、体験学習等を組み込み、教育面の大きな特徴としている。

〔地域貢献〕

本学は、地域創造学部のみでの公立の単科大学であることから、今日の大学の重要な使命である地域貢献に関してはとりわけ重きを置いている。県内市町村をキャンパスとして教員・学生・産・官・住民との共同による調査研究や公開講座等を含んだ「地域貢献型キャンパス」「地域創造に関する全国ネットワーク研究交流会」の開催、あるいは特定地域を対象としてのまちづくり、むらづくりなど具体的貢献活動もすでに幅広く実践しているが、さらに県内市町村・経済団体とも包括的連携協定を結びつつ、総合計画づくりをはじめ各種協働事業の実施等の面でも対応を進めている。

以上のように、本学は、ごく小規模の大学ではあるが、「21世紀は地域の時代、創造の時代」「地域づくりは人づくり」との認識に立って、小規模大学としての機動性、小回り性、古都としての豊富な歴史的・文化的遺産ほか豊かな自然と地勢的にも多様な景観・観光地を持つ奈良県立地を活かしたフィールドワーク教育など理論と実践を通じた教育研究と地域貢献活動を軸に、徹底した少人数制教育による知力・企画力・実践力を伴った人材を養成する個性的で魅力ある大学として確立し、発展していくよう努めている。

II 目的

1 大学の目的

本学の目的は、奈良県立大学学則の第1条に規定されているように「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として生涯学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」にある。

2 教育目標

本学では、21世紀における地域づくりに必要な人材を養成し、人づくりを通じて新しい地域づくりに貢献することを使命として、教育を行うことを目標とする。地域は、生産や生活の場であり、その機能が有効に作用するためには、地域社会資本等のハードを整備するだけでは十分とは言えない。地域づくりには、いわゆるハードとソフトの両面からのアプローチが必要であり、本学は、社会科学系の学部としてソフト面での地域づくりに貢献できる人材の養成に重点を置いた教育を行う。

さらに、社会における急速な技術進歩、価値観の多様化等により、生産や生活の基盤としての地域において行われているさまざまな分野での活動について理解するには、新たな知識と幅広い教養が必要となってきた。そのため、社会人のリカレント教育、継続教育及び生涯学習に対する要請・需要が高まっており、社会人学生に対する柔軟な受け入れ体制を整え、いったん社会に出た人々に再び学習の場を提供することも、大学が果たさなければならない重要な役割である。

本学は、人々が豊かな生活を享受できる新しい地域社会を創造するために必要な人材の養成を目指す。将来を展望しながら、広い視野で考える能力、地域の現状を的確に分析する能力、地域に関する基本的及び専門的知識を応用する能力、新たなものを創造する能力を備えた人材を養成する。また、情報化、国際化の時代に対応できるように、情報処理能力や海外の文化や経済を理解し、交流に必要な外国語運用能力を備えた人材の育成に努める。

本学における教育の最大の特徴は、「地域」や「観光」という新しい分野を中心領域としていることであり、これらの新しい分野での研究や教育を進めることで、現代社会が抱えている様々な課題を克服し、新しい地域社会の創造を目指している。また、徹底した少人数制によるきめ細かな教育とフィールドワークによる実践的な教育も特徴としてあげることができる。

3 地域貢献

地域に相応しい大学が作られることは、地域の活性化にとって必要であり、そのためには地域と大学がどのようなつながりを持つかということが重要である。本学が目指す地域づくりのための人づくりを基本理念とする教育には、大学と地域との連携が不可欠である。「地学連携」という地域と大学の新たな協力関係を築くことによって、地域はその地域のことをよく知る大学によって発展し、大学はその地域の価値を発見し、創造することによって研究・教育機能を向上させることができる。すなわち、地域が大学を育て、大学が地域を育てるのである。

本学における地域貢献では、「地域をキャンパスとして、地域から学び、地域に貢献する大学」という考えのもとに、地域における知の拠点として、知の創造（研究）、知の伝達（教育）、知の活用（地域貢献）を図る。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①：大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学の学則第 1 条に、大学の目的として「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として生涯学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」を掲げている。

本学は教育目標として、①「21 世紀における地域づくりに必要な人材を養成し、人づくりを通じて新しい地域づくりに貢献すること」、及び②「社会人学生に対する柔軟な受け入れ体制を整え、いったん社会に出た人々に再び学習の場を提供すること」の 2 つを掲げている。また、これらの教育目標を達成するうえで、本学では「地域」や「観光」という新しい分野を中心領域としつつ、徹底した少人数制によるきめ細かな教育とフィールドワークによる実践的な教育を行っている。

本学が掲げる大学の目的及び教育目標を実現するために、地域への貢献は重要な課題であり、「地域をキャンパスとして、地域から学び、地域に貢献する大学」という考えのもとに、地域と連携しながら、地域づくりに必要な人材を養成している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の大学の目的として、学則第 1 条「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として生涯学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」に掲げている通り、その内容は、学校教育法第 83 条第 1 項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」及び第 2 項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」の規定に適したものとなっている。

本学では、「地域」や「観光」という新しい分野を中心領域として、①「21 世紀における地域づくりに必要な人材を養成し、人づくりを通じて新しい地域づくりに貢献すること」、及び②「社会人学生に対する柔軟な受け入れ体制を整え、いったん社会に出た人々に再び学習の場を提供すること」の 2 点を教育目標として掲げ、これらの教育目標を達成するために、徹底した少人数制によるきめ細かな教育とフィールドワークによる実践的な教育を行っている。

「地域」や「観光」という新しい分野を中心領域とした地域創造学部というユニークな学部において、本学が目指す教育目標を実現するために特徴的なカリキュラム体系を編成している。平成 13 年の学部設置後も、その教育目標を効果的に達成するためにカリキュラムの改革を実施してきた。とくに地域づくりに必要な人材を養成するうえで、地域の現場を体験することが大切であり、フィールドワークによる実践的な教育を行うために「地域現場実習」という授業科目をカリキュラム体系の中に位置づけた。また、社会人への学習の場を提供するために、

社会人入試を実施している。このような取組は、本学が目指す教育目標を実現するために効果的なものとなっている。

地域貢献は、「地域をキャンパスとして、地域から学び、地域に貢献する大学」という考えにも示されているように、本学が掲げる大学の目的及び教育目標を実現するための重要な課題であり、本学では、地域と連携しながら地域貢献を進めてきたところである。平成 19 年には、地域貢献センターを設置し、全学体制のもとで地域貢献を目指している。県内の自治体及び各種団体と包括連携協定を締結し、地学連携による地域貢献を実践している。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

該当なし。

観点 1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的については、学生便覧に学則を掲載し、全教職員及び全学生に配布し、周知している。また大学案内及び大学ホームページにおいても大学の教育理念や教育目標について社会に広く公表しているところである。さらに、公開講座を開催し、大学の理念・目的・教育目標にもとづいた教育・研究内容を地域社会の人々にも公表している。

【分析結果とその根拠理由】

学則を掲載した学生便覧を全教職員及び全学生に配布し、周知していること、大学案内及び大学ホームページにおいて大学の教育理念や教育目標についても社会に広く公表していること、及び公開講座を開催し、大学の理念・目的・教育目標にもとづいた教育・研究内容を地域社会の人々にも公表することによって、本学における大学の目的は、広く周知、公表されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、平成 13 年 4 月に奈良県立商科大学商学部を改組することにより、奈良県立大学地域創造学部となった。地方分権改革が進む中、分権時代における地域社会のあるべき姿を実現するための新しい学問が必要とされていた。本学地域創造学部は、まさにそのような時代の要請に応えるべくして設置された学部であり、本学が掲げる大学の目的は、地域社会のニーズに合致したものであるという点で優れていると言える。また、本学における学生の受入方針、カリキュラムの編成方針等は、大学の目的、教育目標を実現するために相応しい内容となっている。

【改善を要する点】

大学の理念、目的及び教育目標を理想的な水準で実現するためには、それらが、教職員、学生及び地域社会の

人々に明確に認識されることが必要である。学部名に付している「地域創造」という概念、また教育研究の中心領域としている「地域」や「観光」が学問領域としてまだ新しいものであるため、認識され、理解されるためには一層の努力が必要である。

また、大学の理念、目的及び教育目標の実現を目指すうえで、その活動を支える施設、設備、教職員等の教育研究環境の改善が必要である。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本学が、学則第 1 条に掲げる「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として生涯学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」という大学の目的は、学校教育法第 83 条の規定に適合するものであり、基本的に達成されている。しかし、より高い水準での達成を目指すには、教職員や学生の取組を支える教育研究環境の充実が必要である。

①「21 世紀における地域づくりに必要な人材を養成し、人づくりを通じて新しい地域づくりに貢献すること」、及び②「社会人学生に対する柔軟な受け入れ体制を整え、いったん社会に出た人々に再び学習の場を提供すること」という 2 つの教育目標の実現については、一定程度の成果を得ている。地域創造学部が設立されてから、平成 22 年で 10 年目を迎えるが、その間、多くの学生を受け入れ、また社会の様々な分野で活躍する人材を輩出してきた。本学の教育目標が達成され、実質的にその成果を現すには時間が必要であり、養成し、排出した人材に対する卒業後の状況を把握しながら、教育目標の実現について検討することが必要である。

地域貢献に関しても、多くの教職員、学生が参加する様々な活動が実践されており、とくに地域貢献センターが設置されて以後、地域貢献活動は活発になっており、本学の地域貢献に果たす役割は大きくなっている。ほとんどの学生は、在学中にカリキュラムやボランティア活動を通じて、何らかの地域貢献活動に関わっている。しかしながら、一層の展開を効果的に行うには、スタッフ、資金、施設・設備等を含め、組織体制の充実が必要である。

大学の目的の教職員及び学生への周知、並びに社会への公表に関しては、学生便覧、大学案内等の印刷物の配布、大学のホームページ、公開講座等での情報発信を通じて行われているが、教職員、学生はもちろんのこと、社会の人々に、明確に認識してもらうための取組が必要である。

以上のように、自己評価において当該基準は、基本的に満たされている。しかしながら、本学が目指している大学の目的、教育目標、地域貢献を、より高い水準においてその基準を満たすためには、優れた点を活かしながら、改善すべき点に取り組む必要がある。

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部，学科以外の基本的組織を設置している場合には，その構成）が，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、地域総合学科と観光学科の二学科を置く地域創造学部のみ単科大学である。

地域総合学科及び観光学科には、学生数、科目数に必要とされる教員が配置されており、学士課程における教育研究の目的を達成するために必要なカリキュラムを整備し、体系化をはかってきた。具体的には、授業科目をファンダメンタル・セクション、コア・セクション、アプライド・セクション、ゼミナール・セクションに区分したうえで、文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面から地域づくりにアプローチできるカリキュラムを構築している。

ファンダメンタル・セクションは主に1年次から開講され、地域や観光を学ぶために必要不可欠な基礎的な科目群（地域創造、リベラルアーツ群、語学群）で構成されている。コア・セクションは2年次を中心に開講され、①文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面を学ぶための基幹科目となる「コア共通」、②地域現場実習や体験実習などのフィールドワーク、情報処理に関する知識、研究方法論を学ぶ「方法・フィールドワーク群」、③地域と観光に関する専門領域の基幹科目となる科目群を配置している。アプライド・セクションは3・4年次を中心に開講され、地域総合、観光に関するより専門化した科目を配置している。

さらに地域、観光とも理論的な学習に加えて、地域のフィールドで実地に学ぶ科目として、「地域現場実習」というフィールドワーク系の科目を配置している。これは本学における重要科目のひとつとして位置づけられている。

このように本学は、体系的なカリキュラム構成のもと、理論的にも実証的にも、地域や観光を学べる教育内容を提供している。幅広い領域にわたる科目を設置しているため、一部の科目については非常勤講師も担当する。外国語科目においても、韓国語及び中国語などについて非常勤講師が担当している（2-1-①-1）。

別添資料2-1-①-1 教員・担当科目一覧表(学生便覧 P88～89)

【分析結果とその根拠理由】

学部及び学科の構成は、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学の教養教育は、カリキュラム上では「ファンダメンタル・セクション」および「基礎ゼミ」から構成される。「ファンダメンタル・セクション」は、さらに「リベラルアーツ」群と「外国語科目」群に細分化されている。リベラルアーツ群は1年次に配置され、外国科目群は1年次から2年次にかけて配置されている。学生は、主に1年次で教養教育を履修することになる（2-1-①-2）。

「リベラルアーツ」群は、哲学、法学、政治学、経済学、社会学、文化人類学、民俗学、工学、生物学等々、多

岐にわたっており、幅広い教養を身につけることを目的としている。ただし単なる「教養」にとどまらず、現代社会に最も必要な「独立自尊の精神」を有する人材を涵養することが狙いである。「外国語科目」群は、地球規模で進展する国際社会に対応し得る人材を育てることを目指し、英語、中国語、韓国語、フランス語を科目として配置している。また、「海外語学研修」などでは、すべての外国語を対象として海外の大学等の語学研修施設における学習を本学の単位として認定している。「基礎ゼミ」では1年次からの、きめの細やかな教育を行うため少人数によるゼミを構成しており、①論文・レポート・レジュメの作成方法、②文献・資料の探索方法、③報告の方法、④図書館の利用方法、⑤パソコンルームの利用方法等、学士課程において不可欠な知識を学ばせている。

別添資料2-1-①-2 学習システム(2010 大学案内 p12-13)

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は、本学の教育理念や目的を実現するためのカリキュラムの中で、学生が大学教育の基礎学力をつけるための「ファンダメンタル・セクション」「基礎ゼミ」として重要な位置を占めている。教養教育の適正な運営・管理は、教務委員会がFD委員会と協議しながら実施される。教養教育に係るカリキュラム及び運営体制の検討は、教務委員会の検討を踏まえ、大学運営会議での審議を経て、教授会で決定される。

以上の体制から、教養教育は、適正に実施されている。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-④： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-⑤： 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

教育研究の中核となる附属図書館を設置している。従来より、地域総合学科・観光学科の関連図書を重点的に整備してきているところである。地域・観光の関連図書は既往の図書分類法ではわかりにくいのが、下表で社会科学の冊数が突出しているのは、地域・観光の関連図書の充実によるものである。(2-1-⑤-1)

また、本学の教育研究の成果に基づき、特に奈良県下の地域振興に資することを目的として、地域貢献センターが設置された。当センターでは、学生の地域現場実習に係るプログラムの策定・実施も予定されている。

表 2-1-⑤-1 附属図書館の図書の分類と冊数

000～099（総記等）	：	6700 冊	500～599（技術等）	：	3600 冊
100～199（哲学等）	：	3600 冊	600～699（産業等）	：	8300 冊
200～299（歴史等）	：	7900 冊	700～799（芸術等）	：	2000 冊

300～399 (社会科学) : 32700 冊	800～899 (言語等) : 5200 冊
400～499 (自然科学) : 2100 冊	900～999 (文学等) : 4000 冊

(注) 分類は日本十進分類法による。

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館は学生数にみあった規模を有し、また、地域・観光の図書を充実させている。
 なお、地域貢献センターは最近設置されたばかりであり、現時点では評価する段階にまで至っていない。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点到に係る状況】

教授会は、教授会規程の定めるところにより、教育活動に係る重要事項を審議している。具体的には、毎月一回定例で開催されるほか、審議の議題に応じて臨時にも開催し、学年歴、学生の入学・成績・卒業、その他、学生生活、教務、就職、研究活動、入試、人事、大学の将来ビジョン、人権教育等々、教育活動に係る事項を審議している。

【分析結果とその根拠理由】

教授会は定期的かつ緊急時にも適宜開催されているので、教育活動に係る重要事項などが適切に審議され、それらの審議結果は各委員会などで迅速かつ的確に実行されている。

観点 2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点到に係る状況】

教務委員会は、カリキュラムの編制・運営を定期的に点検し、またFD委員会と連携して、教育が円滑かつ効果的になされているかを点検している。教務委員会の会議は毎月一回定例で開催され、議題等に応じて臨時にも開催される。

【分析結果とその根拠理由】

教務委員会及びFD委員会の審議事項と運営状況は、教授会において毎回審議・報告されるので、教務委員会に係る事案・事項は、教授会の決定を経て、全学的に実施されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は小規模な単科大学であることから、教授会及び各委員会が効率的かつ効果的に連携し、全学的体制で教育研究に取り組み、教育研究の成果を上げている。少人数教育をさらに効果的に実施するために、今後は教員の増員が順次なされる予定である。

【改善を要する点】

地域創造学部という特質から、本学の教育研究は「地域現場実習」教育を重要な教科と位置づけるが、担当する教員数と実施の支援体制が十分とはいえない。地域現場実習教育の支援体制の一貫として、地域貢献センターの整備も課題となる。今年度内には、関連教員の増員と地域貢献センターの整備が順次なされる予定である。

(3) 基準2の自己評価の概要

本学は、地域創造学部地域総合学科と観光学科を設置し、それぞれの学科の教育研究の目的を達成するため、教養教育と専門教育を系統的に編制して効果的な教育研究制度を運営している。

学部の教育研究活動に関する審議・決定については、教授会が最高意志決定機関として位置づけられ、また教育研究に係る重要事項を具体的に検討・運営する学生委員会をはじめとする各種委員会が設置されている。

以上の点から、教育研究活動を展開する上で必要な管理運営体制は、適切に整備されており、教授会をはじめ各種委員会は的確かつ効果的に機能している。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

教員組織編制については、本学の学則における目的と、大学設置認可申請書の地域創造学部設置趣旨を達成することを基本の方針としてきたところであり、特に独立した基本の方針は定めていない。

教育研究については、大学運営全体の統括者である学長、学部運営の統括者である学部長のもとに、大学運営会議（教育研究基本方針策定等）、教務委員会（カリキュラム編成・単位認定等）、学生・就職委員会（キャリア支援教育・障害をもつ学生への教育支援）、研究広報委員会（研究会開催・研究季報発行）、図書・情報委員会（学術資料整備・研究成果公表等）が適切な役割分担の下で、各委員長が責任をもって、組織的な連携体制を確保している。

教員の学科配属は、教員組織が少人数であることから、一応の目安はあるものの明確には行わず、それゆえ学科長も設置していない。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教員組織は少人数であることから、現行の基本の方針と役割分担・連携体制で適切な編成がなされているものと判断する。ただし、今後、教員組織を拡充するにあたり、教員組織編制のための基本の方針は策定しなければならないと判断する。

観点3-1-②： 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点到係る状況】

大学設置認可申請時点において、専任教員は、学長を除き、教授12人、助教授13人の計25人であったが、現在は、学長を除き、教授12人、准教授10人、講師4人の計26人となっている（3-1-②-1）。1大学としては全国で最小の専任教員数であり、大学設置基準の法的な範囲（24人）ぎりぎりの専任教員数にある。近年、大学業務と社会貢献業務が大幅に増大していることから、教員への負担が増え、教育研究に支えがいつていることが予想される。

しかし、地域総合学科、観光学科における教養科目のファンダメンタル科目、専門基幹科目のコア科目、専門展開科目のアプライド科目という体系的カリキュラム編成のもとに、必要な教員を確保し、特に主要と認める基幹科目・展開科目の専門科目は原則として専任教員を配置している（同3-1-②-1）。

本学においては、講師も基幹科目・展開科目を担当するが、採用初年度は担当科目数を軽減し、十分な準備期間を取ることとしている。

なお、学長を除く専任教員は26人のほか、非常勤講師は38人となっている（同3-1-②-1）。

別添資料3-1-②-1 教員名簿(学生便覧 P88～89)

【分析結果とその根拠理由】

基本的に充実したカリキュラムとそれにふさわしい教員を配置している判断するが、より充実した教育を遂行するには大学設置基準の法的な範囲(24人)ぎりぎりの専任教員数を増加する必要があると判断する。また、大学設置基準の第13条別表1備考1の「半数以上は原則として教授とする」に照らして、本学は教授数が少ないと判断され、今後、教授数の問題は、教員組織編制基本の方針策定とあわせて、採用・昇格時の検討課題であると判断する。

観点3-1-③： 大学院課程(専門職学位課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

該当なし。

観点3-1-④： 専門職学位課程において、必要な専任教員(実務の経験を有する教員を含む。)が確保されているか。

該当なし。

観点3-1-⑤： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

本学の専任教員の年齢構成は、60歳代4人(15%)、50歳代9人(33%)、40歳代8人(30%)、30歳代6人(22%)となっており、性別構成は男性23人(85%)、女性4人(15%)となっている。女性教員は教授1人、准教授3人で、昇格に男性教員との差はない。外国人教員は、専任教員としては採用していないが、非常勤講師で4人補っている。また、教員の教授及び研究能力の向上を目的として国内研究員制度を設けており、毎年1名の専任教員がこれを利用している。

平成19年度に夜間大学から昼間大学に移行したことに伴い、フィールドワーク科目を充実させる観点から、地域を分析し考察する視点とその方法を身につけた人材で、積極的にフィールドワークを行えるフットワークの軽快な人材を確保したため、近年、30歳代の若手が若干増えている。

【分析結果とその根拠理由】

年齢構成における老壮青のバランスは取れ、特に地域創造を推進するうえで必要とされる活力ある世代を配置していると判断する。性別構成は、男女共同参画社会実現のためには女性比率を高めなければならないが、全国平均12%に比べれば、比較的高水準にあるものと判断する。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到に係る状況】

教員の採用基準と昇格基準については、「教員の採用要件に関する内規」(3-2-①-1)と「教員の昇任資格要件に関する内規」(3-2-①-2)により、明確かつ適切に定めている。この内規の主旨は、研究業績と研究・教育・社会・大学の各活動に関する評価を点数で行い、採用と昇任に客観性と公平性を確保することにある。運用は、「教員の採用及び昇任に係る選考に関する規程」(3-2-①-3)と「人事委員会規程」(3-2-①-4)に基づき人事委員会を中心に行い、特に研究業績については「研究業績審査委員会規程」(3-2-①-5)に基づき研究業績審査委員会が精査している。人事委員会は、評価点を一つの目安として、書類審査と面接審査により、研究、教育、社会活動、人物等の観点から総合的に審査し、研究業績審査委員会は専門性、科目適格性等の審査を厳格に行い、最終的に教授会の議に付している。

別添資料 3-2-①-1	教員の採用要件に関する内規
別添資料 3-2-①-2	教員の昇任資格要件に関する内規
別添資料 3-2-①-3	教員の採用及び昇任に係る選考に関する規程
別添資料 3-2-①-4	人事委員会規程
別添資料 3-2-①-5	研究業績審査委員会規程

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準と昇格基準については内規により明確かつ適切に定められ、運用も人事委員会、研究業績審査委員会、教授会により適切になされていると判断する。教育上の指導能力の評価については、採用時と昇格時には厳格に行われていると判断する。

観点 3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

常設の自己点検・評価委員会を設置し、平成5年及び平成11年に自己点検・評価を行ったが、教員の教育活動に関する評価は十全には行われていない。学生に対する授業アンケートは前学期・後学期に各1回、計年に2回定期的に実施し、その結果を教員に還元し、教育の質の向上に資することとしている。また、FD委員会による全教員参加の研究会を年に2回開催し、全教員が授業で工夫している点、困っている点などを発表し、全員で議論することによって、教育の質の向上に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

授業アンケートと研究会は教育の質の向上に寄与していると判断するが、教員の教育活動に対する組織的な評価は十分とは言えず、今後、評価方法の確立と導入の検討が必要であると判断する。

観点 3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の講義要項に提示されている地域総合学科及び観光学科のカリキュラム及び教育内容は、本学の理念・目的に即しており、それらの教科を担当する教員の研究活動と適合している(3-3-①-1)。各教員の主な研究活

動の情報は、大学ホームページの「教員紹介」に掲載され、更新される（3-3-①-2）。また研究教育活動の成果の一部は、本学紀要『地域創造学研究』（年度4回）や『奈良県立大学年報』（年度1回）に公表されている。

別添資料 3-3-①-1 教員の研究領域と担当科目一覧

別添資料 3-3-①-2 教員の主な研究業績一覧

【分析結果とその根拠理由】

これらのことから、教育の内容を達成するための基礎として、教育を担当する各教員の研究活動はそれぞれの教育内容に適合していると判断する。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また，TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到に係る状況】

本学の事務局は、事務局長の下に総務課（総務係、図書館係）と学生課（学生係、就職指導室）で構成され、総勢18名（事務職員9名、嘱託職員4名、日々雇用職員5名。うち図書館係3名は、司書資格者。）を配置して、教育支援の業務を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の事務局職員は総勢18名であり教育課程を遂行するに必要な支援者の配置が確保できているが、学内業務・社会貢献業務が増加していることを考えれば、今後、事務局職員の増員が必要であると考えられる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は小規模大学で教員組織は少人数であるが、基本的に充実したカリキュラムとそれにふさわしい教員を配置し、現行の基本的方針と役割分担・連携体制のもとに適切な教員組織編成がなされている。年齢構成等もバランスが取れ、地域創造に係わる教育・研究を推進するうえで必要とされる活力ある世代を配置している。また、教員の採用基準と昇格基準については明確かつ適切に定められ、運用も各種委員会等により適切になされている。

【改善を要する点】

本学は、大学設置基準の法的な範囲（24人）ぎりぎりの専任教員数であり、近年、大学業務、社会貢献業務等の大幅な増大から、教員への負担が増え、教育研究にしろよせがいつていることが予想される。より充実した教育を遂行するには専任教員数を向上させる必要がある。

また、大学設置基準の第13条別表1備考1の「半数以上は原則として教授とする」に照らして、本学は教授数が少ないと判断され、今後、教授数の問題は、教員組織編制基本方針策定とあわせて、採用・昇格時の検討課題である。なお、教授昇格予定者が数名いることから、この数年でこの問題はある程度改善されるものと判断する。

授業アンケートと研究会は教育の質の向上に寄与していると判断するが、教員の教育活動に対する組織的な評

価は十分とは言えず、今後、評価方法の確立と導入の検討が必要であると判断する。

本学の事務局職員は総勢18名と十分ではないことから、職員増員が今後の課題と言える。

(3) 基準3の自己評価の概要

本学の専任教員は、学長を除き、教授12人、准教授10人、講師4人の計26人（地域総合学科16人、観光学科10人）であり、非常勤講師は38人となっている。地域総合学科、観光学科においてファンダメンタル科目、コア科目、アプライド科目という体系的カリキュラム編成のもとに、必要な教員を確保し、特に主要と認める基幹科目・展開科目の専門科目は専任教員を配置している。

本学は小規模大学で教員組織は少数数であるが、基本的に充実したカリキュラムとそれにふさわしい教員を配置し、現行の基本的方針と各種委員会の役割分担・連携体制のもとに適切な教員組織編成がなされている。年齢構成等もバランスが取れ、特に地域創造に係わる教育・研究を推進するうえで必要とされる活力ある世代を配置している。また、教員の採用基準と昇格基準については明確かつ適切に定められ、運用も各種委員会等により適切になされている。

教員の教育活動に関する評価については、授業アンケートの定期的実施と、FD委員会による全教員参加の研究会の開催により教育の質の向上に努めているが、教員の教育活動に対する組織的な評価は十分とは言えず、今後、評価方法の確立と導入の検討が必要であると判断する。

より根本的な問題として、本学が大学設置基準の法的な範囲（24人）ぎりぎりの専任教員数にあることが指摘できる。それは、平成18年度まで夜間大学であったことによるものと考えられるが、昼間学部になって様々な業務が拡大してきていることから、教員への負担が増え、教育研究にしろよせがいつていることが予想される。より充実した教育を遂行するには専任教員を増員する必要がある。

また、大学設置基準の第13条別表1備考1の「半数以上は原則として教授とする」に照らして、本学は教授数が少ないと判断され、今後、教授数の問題は、教員組織編成のための基本的方針策定とあわせて、採用・昇格時の検討課題である。

本学の事務局は、事務局長の下に総務課と学生課で総勢18名を配置して、教育支援の業務を行っており、教育課程を遂行するに必要な支援者の配置が確保できているが、学内業務・社会貢献業務が増加していることを考えれば、今後、事務局職員の増員が必要であると考える。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学の基本理念は、地域経済や観光に関する教育研究により、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、さらに地域に開かれた大学として生涯学習の場を提供することによって、社会・文化の発展に寄与することである。本学では、基本理念にあるように、「地域づくりに貢献できる優れた人材を養成すること」を目標に学生を求めてきた。

これまで、本学にふさわしい優秀な学生を幅広く求めるべく、ホームページを通じて学外に入学案内を公表し、大学案内および学生募集要項等の印刷物を本学入学志願者、本学教職員に配布している(4-1-①-1)。

また、毎年8月・10月にオープンキャンパスを開催し、参加者に大学案内を配布するほか、入試担当教員が基本理念や教育研究の概要を説明している。オープンキャンパスでは全教員を動員し、参加者に対して入試や教育に関する個別相談や模擬講義を行っている(4-1-①-2)。さらに、外部での大学説明会や高校訪問の際にも、本学の教育目的を説明し、それにふさわしい学生を求めていることを鋭意、伝えてきた。

【分析結果とその根拠理由】

本学は地域創造学部のみを置く大学である。したがって、地域に関する教育研究と人材の育成をはかるという大学の使命を理解してもらうことは、きわめて重要である。これまで、入学希望者およびその関係者に、本学の理念および教育目標を様々な媒体を通じて公表してきた。そのなかで、地域に関心を持ち、幅広い領域で地域に貢献できる人材を育成することを目標に学生を求めていることは、すでに明確に提示されてきたと判断する。

ただし、学生の受入に際して本学が求める「学生像」については、文言として明記されてこなかったため、平成21年度に新たにアドミッションポリシーを改定した。以降は、この学生像をより正確に伝えるように努めている(4-1-①-3)。

別添資料 4-1-①-1 大学案内

別添資料 4-1-①-2 2009年度オープンキャンパス案内

別添資料 4-1-①-3 アドミッションポリシー

観点 4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

高校卒業者を対象とした入学試験として、一般入学試験(前期・中期)と推薦入学試験を実施している(4-2-①-1, 4-2-①-2)。一般入試の入学定員は前期日程が50人、中期日程が65人である。試験科目は、両日程ともセンター試験と本学の個別学力試験を課している。ただし、センター試験と本学の個別学力試験の配点比率は前期が2対1、中期が2対3である。

一般入試と推薦入試の学力試験は、英語読解と小論文とで構成されている(4-2-①-3, 4-2-①-4)。現在、社会的な問題となっている事項に関する文章を読ませた上で、受験者の意見を論じさせるものである。現代社会に関しての一定の知識を有しているかを問うだけでなく、それに対しての自らの考えを、論理的に説得力を持って表現ができていないか試す出題となっている。

推薦入試の入学定員は30人である。受験資格は、高等学校長の推薦を条件とし、合格後は入学を確約するものである。選考は、本学学力試験と面接試験の成績および志願理由書、調査書の内容を総合して行う。特に面接試験においては、地域や観光に対する興味・関心や勉学の意欲なども含め、本学に入学するにふさわしい学生かどうかを評価する出題をしている。

これらの方法で、本学の教育目標に沿った学生の受入に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

一般入試では、センター試験と個別学力試験を課すことによって、本学での学修に必要な基礎学力、理解力、論理的な思考力、表現力などを評価している。特に、小論文は、社会的課題に対する理解度や解決のための思考力などを試すものであり、本学入試の要ともなってきた。また、推薦入試の面接試験は、志願者の勉学への意欲や積極性、地域や観光に関する知識や興味・関心を問うものとなっている。

これらのことから、一般・推薦入試ともに、本学にふさわしい学生を選ぶことに寄与しているものと判断する。

別添資料 4-2-①-1	一般入学試験学生募集要項(平成 22 年度)
別添資料 4-2-①-2	推薦入学試験学生募集要項(平成 22 年度)
別添資料 4-2-①-3	一般入学試験、過去の問題(平成 17~22 年度)
別添資料 4-2-①-4	推薦入学試験、過去の問題(平成 17~22 年度)

観点 4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生，社会人，編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

いったん社会に出た人々に再び学習の場を提供することも、地域に開かれた大学を目指す本学の役割である。そのため、社会人入試を実施している(4-2-②-1)。定員は5人である。選考は学力試験と面接試験の成績、および志願理由書の内容を総合して行う(4-2-②-2)。面接では、社会人経験を踏まえた上で、地域や観光に対する興味・関心や勉学の意欲などを問うている。

また、いったん入学した大学から専攻を変更し、あるいは短大を卒業した後に、地域および観光に関する学問を修得しようとする学生に対して、3年次からの編入学を認めている(4-2-②-3)。定員は5人である。編入学試験の選考は、学力試験と面接試験の成績、および成績証明書、志願理由書の内容を総合して行う(4-2-②-4)。なお、編入学後、無理なく卒業ができるように、最大60単位まで、既修得単位を本学の単位として読み替える措置を講じている。

【分析結果とその根拠理由】

受入の基本方針とそれに則した対応については、基本的に現在の状況で十分であると考えられる。社会人入試においては、一般入試に比して、センター試験と個別学力試験の英語読解力を試す問題が免除されており、相対的に面接重視の試験となっている。編入学試験については、本学における3年次の専門課程からの修学に支障をきた

さないように配慮し、平成 22 年度入試から、個別学力試験において、地域および観光に関連する専門的な問題を課すことによって、一定の専門的知見を有するか否かを判定することとした。

このように、社会人・編入の各学生の受入方針に則した適切な対応が講じられているものと判断する。

別添資料 4-2-②-1	社会人入学試験学生募集要項(平成 22 年度)
別添資料 4-2-②-2	社会人入学試験、過去の問題(平成 16~22 年度)
別添資料 4-2-②-3	編入学試験学生募集要項(平成 22 年度)
別添資料 4-2-②-4	編入学入学試験、過去の問題(平成 16~18、21~22 年度)

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学試験の実施に関しては、委員会運営細則に基づき、7 人からなる入試委員会が主導している(4-2-③-1)。入試委員会は、募集要項の作成、個別学力試験や面接試験の問題作成ならびに採点、入試の進行管理等を行う。試験問題の作成には、入試委員会の下に置かれた入試問題作成委員会が担当する。これらの委員は、各試験科目の作成を担当するに十分な教育研究実績を有する教員で構成されている。

試験当日の実施組織としては、学長を本部長とする試験実施本部を置き、全教員が、本部員、試験室監督、面接、採点等の役割を分担しており、試験実施に万全の体制をとっている。また、出題を担当した入試問題作成委員が、試験前に最終チェックを行い、受験生からの出題に対する質問に適切に対応する体制をとっている。

試験監督等を担当する教員に対しては、事前に試験実施要領を配布して説明を行い、ミスが生じないように留意している(4-2-③-2)。また、試験会場の所要の箇所に連絡員、監視員を配置し、公正・静穏な試験環境の確保を実現している。一般・推薦・社会人・編入学の個別学力試験(英文読解・小論文)の採点については、一年度に全教員が複数回担当する。採点后、入試委員会、教授会の議を経た後に合格発表をしている。

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜にかかわる試験問題の作成、試験の実施、採点、合格者の決定までの実施体制は、入試委員会が掌握し、円滑な遂行が図られている。また、試験実施に関する役割分担も明確であり、確実に試験の実施がなされている。これらのことから、本学の入学者選抜は適正な実施体制により行われ、公正であると判断する。

別添資料 4-2-③-1	委員会運営細則
別添資料 4-2-③-2	一般入学試験前期・試験実施業務資料(平成 22 年度)

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点に係る状況】

入学者受入方針に沿った学生の受入が、実際に行われているかどうかを検証するための取組は、特に行われていない。

【分析結果とその根拠理由】

過去5年間の本学卒業生の進路として、地方自治体・観光関連産業への就職が増加しており、このことから間接的にはあるが、本学が望む学生像に沿った学生の受入が行われるようになっているものと予測できる。しかしながら、学生の大学教育全般に関する満足度を調べるなど、入学者受入方針と実際に入学した学生の志向がどの程度一致しているのかを検証する必要があるものと考えられる。

観点4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

過去5年間の志願者数、入学者数を(4-3-①-1)に示す。入学定員に対する入学者数の割合は、1.00~1.14となっており、概ね、適正管理下にある。編入学者数については、志願者数が30~40人程度と多いものの、試験結果が芳しくなく、結果的に定員を下回り一桁の合格者にとどまってきた。このため、実態に合わせて定員数を見直し、平成23年度入試から5名に削減することとした。

【分析結果とその根拠理由】

入学定員にできるだけ近い実入学者数となるように努力しているが、合格者の手続き率(いわゆる歩留まり)は毎年変動しており、正確に予測することは困難である。ただし、この4年間の受験結果から明らかになった出身地域の分布、前期・中期の併願状況などから、ある程度まで予測することが可能となってきたため、実入学者が大幅に定員から乖離することはないものとする。

別添資料4-3-①-1 志願者・入学者数等の推移

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

近年、様々な媒体を通して学内外に本学の理念、教育目標を公表し、求める学生像を示してきた。特に、大学相談会・高校訪問については、少ない教員数にもかかわらず、地道な努力を続けてきており、本学にふさわしい優れた学生の確保に結びついている。

【改善を要する点】

現学部の設立後、10年が経過したが、本学の一般的な知名度は依然として高いとはいえない。様々な機会を活かして広報活動を積極的に行い、県内外に一層のアピールをしていく必要がある。

(3) 基準4の自己評価の概要

本学が求める学生像に沿った学生を受け入れるために、本学の理念、教育目標を大学案内、ホームページ等を通して公表することによって、その周知に努めている。

学生の受入にあたっては、一般入試では、センター試験と個別学力試験を課すことによって、本学での学修に必要な基礎学力、理解力、論理的な思考力、表現力などを評価している。特に、小論文は、社会的課題に対して

の理解度や解決のための思考力などを試すものであり、本学入試の要ともなってきた。また、推薦入試の面接試験は、志願者に、地域や観光に関する一定の知識や興味・関心を問い、勉学への意欲や積極性を試している。これらのことから、一般・推薦入試ともに、本学にふさわしい学生を選ぶことに寄与しているものと判断する。

入学者選抜の実施については、実施計画、試験問題の作成、試験の実施、採点、合格者の決定まで、入試委員会が掌握し、円滑な遂行が図られている。試験実施に関する役割分担も明確であり、確実に試験の実施がなされている。また、試験当日には全学的な実施体制がとられ、公正・静穏な試験環境の確保を実現した上で、不慮のトラブルにも対処しうる準備を整えている。

入学者選抜の検証および改善については、入試委員会が試験結果を検証し、選抜方法の改善について検討を行っている。その結果は、推薦入試の一本化、編入学試験出題内容の変更など、選抜方法の改善に反映されている。

実際の入学者の状況については、過去4年間において、定員の1.1～1.15倍の学生を受け入れていることから、入学定員を大幅に超える状況にはなく、実入学者数は概ね適正である。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

学則第1条によれば、「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成する」ことを目的のひとつにしている。この目的に則って地域総合学科と観光学科の2学科を擁する地域創造学部を設置し、主に文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面から地域づくりにアプローチできるカリキュラムを構築している。

必修科目は「地域創造学概論」「やまとまほろば学」の2科目で、両学科共通である。「地域創造学概論」は本学常勤教員によるリレー形式のもので、教員それぞれの担当科目と地域創造学との関連性を述べ、本学における学びの窓口となる科目として位置づけている。「やまとまほろば学」は民産学官の多様な分野から講師をまねき、奈良に関する歴史・文化・社会・自然等の領域について学ぶものである。

さらに、地域、観光とも理論的な学習に加えて、現場での実体験も不可欠であるとの認識から、「地域現場実習」というフィールドワーク系の科目を配置している。

【分析結果とその根拠理由】

観点到適合している。この根拠としては、カリキュラム表を参照。カリキュラム表からは、「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成する」ことを目的に、文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面から地域づくりにアプローチできるカリキュラムを構築していることが見て取れる。

観点5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到係る状況】

本学では、他大学との単位互換協定を奈良県大学連合加盟大学（奈良教育大学、奈良大学、奈良産業大学、帝塚山大学、奈良女子大学、奈良県立医科大学、奈良佐保短期大学）や沖縄の名桜大学と結んでおり、学生は2年次より他大学での履修が合計20単位まで認定される。

また、本学の教育・研究及び学生の地域貢献活動を充実強化するため、地方自治体（奈良市、桜井市、御所市、十津川市）や経済団体（奈良商工会議所、奈良県商工会議所、(財)奈良コンベンションビューロー、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合）との間で包括連携協定を締結し、活動を展開している。

さらに、インターシップや国内英語研修、海外での語学研修の単位認定を実施している。また、平城遷都1300年記念事業に連携して、外国語（英語、中国語、韓国語）のボランティアガイドコース(平成21年度で終了)

も設け、学生の学ぶ意欲や卒業後の進路を考えた学習の機会を設けている。

【分析結果とその根拠理由】

学生は他大学との単位互換を通じて本学では提供できない科目も履修可能となっていたり、学外の研修を有効に活用することができたりする等、学生の多様なニーズに配慮した教育内容を考えている。また地方自治体や経済団体との連携を背景とした幅広い教育、NPOなど民間の地域づくりを支援する実習等を通じて、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。改善点としては、近年の大学院入学者の増加傾向から鑑みて、修士課程教育との連携に配慮した授業内容や補充教育をする必要があるかもしれない。

観点 5-1-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

4月、履修登録の前に、教務委員会が履修指導を行っており、一週間にわたって、教務委員会委員が個別学生の履修相談に応じている。1年次生の大半が参加している。

学生の十分な学習時間を確保するため、1~3年次生に対して、年間履修登録の上限設定を行っている。年間に履修登録できる単位数は48単位までである。

授業時間外の学習時間の確保に関して、小テストの実施・レポート提出などは、講義・ゼミ担当者の判断にゆだねており、組織的な対応は行っていない。

【分析結果とその根拠理由】

履修相談への参加は学生の自主性にゆだねており、2~4年次生に対する履修指導は特に組織的には対応していない。授業時間外の学習時間の確保について、FD研修やゼミ担当者会議において相互の経験交流を行っているが、どこまで組織的対応をするかは、今後の検討課題である。

観点 5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学地域創造学部は「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成する」ことを教育の目的にしている。講義科目では、そのための知識・考え方等を主に教室内で学ぶ。他に地域づくりを実際に現場で学ぶため、地域に出かけて行うフィールド型の「地域現場実習」という科目もある。また「体験実習」では、地域に根付いた企業や組織で仕事を実際に学ばせている。これら講義・実習の内容をふまえて「専門ゼミ」という演習では、地域づくりや観光まちづくりについて学生各人が学んだ集大成を行っていく。

【分析結果とその根拠理由】

上記カリキュラム表にあるように、実学的な講義・実習に偏ることなく、地域づくりを目的とした大学で学ぶべき幅広く深い知識・考え方を学ぶことができるカリキュラム配置となっているばかりではなく、それを現場で体験できる実習科目群が適切に配置されていると考えられる。また講義・実習・演習科目、それぞれの長所を發揮できる履修人数であり、ときに対話・討論をしながら学生たちが自らの思考を深めていけるよう学習指導がな

されている。ただ今後検討される点については、「講義棟があまりに古く、環境としてカリキュラムの内容に見合って十分なものとなっておらず、メディア機器が非常に利用しにくい」といった点が挙げられる。

観点 5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

科目担当者は定められた共通の書式にしたがって講義要項として担当のシラバスを提出している。シラバスの記載事項は、配当年次、配当区分、単位数、科目担当者が一目瞭然にわかる目次と、科目内容とに分かれている。科目内容には、科目名（英文名を付記）、担当教員名、開講期（前学期・後学期）、単位数、講義概要、授業の目標、授業計画、テキスト、参考書、成績評価方法、関連科目が記載され、教員は毎年シラバスの改善に努めている。

なお、1年次必修の基礎ゼミは各クラス共通の学習に関する共通項目を決め、それに合わせてクラスごとに担当教員を中心に運営を行っている。3年次からの専門ゼミについてはシラバスには掲載せず、ゼミ生募集時に別個に担当教員に、各ゼミの基本テーマ、概要、専門ゼミの進め方、応募者への要望、ゼミ生の研究テーマ（卒業論文のテーマ）、担当者の最近の研究テーマを記したものを提出してもらい、学生に配布している。

【分析結果とその根拠理由】

添付された講義要項にもあるように、授業概要や講義計画などを詳細に記したシラバスを配布している。これによって、学生は事前に授業内容を把握することができ、明確な目的をもって履修計画を立てることはもちろん、予習・復習など日常の自らの学習にも役立てることができている。

観点 5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

学生の自主学習への配慮として、シラバスに参考書を記載し、授業内容の多角的・発展的理解の手がかりを提供している。加えて、付属図書館には各教員の推薦する指定図書を揃えたコーナーを設けている。

また、全学生の交流ゾーンであるⅡ号館に学生自習室がある。教育の中心的ゾーンのⅢ号館とⅣ号館には、それぞれパソコンルームがあり、自学自習ができるようにパソコン 79 台を設置している。付属図書館には 94 席の閲覧室が広く開放され、AV ルームではビデオライブラリー等の教材が利用できるようになっている。

学力や大学生生活に不安を抱える学生の配慮として、全学的にオフィスアワー制を設け、全教員とその学生の面談時間帯をシラバスに明記し、個々の授業科目に関する質問・相談に応じている。また、1年生より少人数の基礎ゼミの授業を設け、個々の学生へのきめ細かい指導をしている。

【分析結果とその根拠理由】

上記のことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断するが、改善点としては、新入生全員の基礎学力を正確に把握する取り組みが必要かもしれない。

観点 5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

2010 年度より完全昼間化したことに伴い、夜間時間帯（18:00～19:30）は廃止した。ただし、留年者が発生した場合は、授業時間帯や授業形態に工夫をし、特に「専門ゼミ」等については、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割を設定している。そのために留年生に対して今後の授業計画についてアンケート等を行ったり、個別に相談に応じたりする等、きめ細やかな配慮を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

授業計画に関するアンケートや相談など、学生一人一人に対する指導を行っているが、そのなかで学生の誰一人からも時間割やカリキュラムについて不平の声が上がったことがない。そのため観点到に適合していると考えられる。

観点 5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点 5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

試験はすべて 100 点評価法で評価され、60 点以上得点した場合に単位認定される。成績評価に関しては筆記試験のほか、レポートなど科目の特性に応じた評価形態を取れる体制になっている。この点を「講義要項」にも明記し、学生にも周知している。学生はそれぞれの科目ごとに、その方法に照らして自己の成績を確認できるようになっている。さらに 2009 年度後学期より成績疑義システムを導入し、成績評価に対する疑念、疑問に制度的に対応できる体制を整えている。

卒業に関しては、「学生便覧」に明記している。□大学卒業に必要な所定在学年数として 4 年以上と明記し、休学期間は所定在学年数に含まないことも明示している。そして、□卒業認定に必要な所定単位数 124 単位を明記し、学科ごとに分野別の必要単位数も示してある。

【分析結果とその根拠理由】

観点到に適合している。

学生への印刷媒体の配布、年度始めにおけるガイダンス、さらに個別相談会も実施している。さらに、ゼミナールにおいては担当教員が個々の学生に対してきめ細かな指導体制をとっている。また、複数教員による科目に関しては、教務委員会において集約し、教授会での確認を経ることとし、成績評価成績基準の共有化に努めている。ただし、個別教員による担当科目の成績評価は必ずしも、統一的・明示的とはいえない側面も否定できない。

観点 5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

平成 21 年度前学期までは成績評価の結果に疑問がある時には、直接学生が教員に問い合わせていたが平成 21 年度後学期から、成績結果についての学生からの問い合わせを受付ける制度——成績疑義システム——を作り、実施している。

【分析結果とその根拠理由】

成績結果についての学生からの問い合わせを受付ける制度——成績疑義システム——を設けることで、教員・学生たち双方が納得できる成績評価の透明性を確保できるようになった。

＜大学院課程＞

該当なし。

＜専門職学位課程＞

該当なし。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成する」(学則第 1 条) ことを目的のひとつにしており、この目的に則って地域総合学科と観光学科の 2 学科を擁する地域創造学部を設置している。このための教育を充分に行うために、カリキュラムを整備し、その体系化を行ってきた。具体的には、授業科目をファンダメンタル・セクション、コア・セクション、アプライド・セクション、ゼミナール・セクションに区分したうえで、文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面から地域づくりにアプローチできるカリキュラムを構築している。

ファンダメンタル・セクションは主に 1 年次から開講され、地域や観光を学ぶために必要不可欠な基礎的な科目群(地域創造、リベラルアーツ群、語学群)で構成されている。コア・セクションは 2 年次を中心に開講され、①文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面を学ぶための基幹科目となる「コア共通」、②地域現場実習や体験実習などのフィールドワーク、情報処理に関する知識、研究方法論を学ぶ「方法・フィールドワーク群」、③地域と観光に関する専門領域の基幹科目となる科目群を配置している。アプライド・セクションは 3・4 年次を中心に開講され、地域総合、観光に関するより専門化した科目を配置している。

さらに地域、観光とも理論的な学習に加えて、地域のフィールドで実際に学ぶ科目として、「地域現場実習」というフィールドワーク系の科目を配置している。これは本学における重要科目のひとつとして位置づけられている。

このように本学は、体系的なカリキュラム構成のもと、理論的にも実証的にも、地域や観光を学べる教育内容を提供している。

【改善を要する点】

地域、観光とも理論的な学習に加えて、地域のフィールドで実際に学ぶ科目として、「地域現場実習」というフィールドワーク系の科目を配置し、これを本学における重要科目のひとつとして位置づけられている。しかしながら重要科目にもかかわらず、奈良県からの予算措置は皆無の状況である。教員・学生双方とも、地域へ出かけることに関わる費用はすべて自前である。これを今後も持続的に重要科目として、一層の充実を図っていこう

とするなら、現在の予算措置の状況では難しい。

(3) 基準5の自己評価の概要

地域総合学科と観光学科の2学科を擁する地域創造学部を設置し、そのためのカリキュラムを整備し、その体系化を行っている。具体的には、授業科目をファンダメンタル・セクション、コア・セクション、アプライド・セクション、ゼミナール・セクションに区分したうえで、文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面から地域づくりにアプローチできるカリキュラムを構築している。また地域、観光とも理論的な学習に加えて、地域のフィールドで実地に学ぶ科目として、「地域現場実習」というフィールドワーク系の科目を配置し、本学における重要科目のひとつとして位置づけられている。本学は、体系的なカリキュラム構成のもと、理論的にも実証的にも、地域や観光を学べる教育内容を提供している。

さらにシラバスについても、つねに充実・整備を行っており、現在では配当年次、配当区分、単位数、科目担当者が一目瞭然にわかる目次と、科目内容とに分け、科目内容には、科目名（英文名を付記）、担当教員名、開講期（前学期・後学期）、単位数、講義概要、授業の目標、授業計画、テキスト、参考書、成績評価方法、関連科目が記載されている。教員は毎年シラバスの改善に努めている。

成績評価についても、学生からの問い合わせを受付ける制度——成績疑義システム——を設け、教員・学生たち双方が納得できる成績評価の透明性を確保できるようになった。

基準6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到に係る状況】

学則第1条によれば、「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成する」ことを目的のひとつにしている。この目的に則って地域総合学科と観光学科の2学科を擁する地域創造学部を設置し、主に文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面から地域づくりにアプローチできるカリキュラムを構築している。「授業科目は、ファンダメンタルセクション、コアセクション、アプライドセクション及びゼミナールセクションに区分」（学則第18条）してある。

ファンダメンタル・セクションは主に1年次から開講され、地域や観光を学ぶために必要不可欠な基礎的な科目群（地域創造、リベラルアーツ群、語学群）で構成されている。コア・セクションは2年次を中心に開講され、①文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面を学ぶための基幹科目となる「コア共通」、②地域現場実習や体験実習などのフィールドワーク、情報処理に関する知識、研究方法論を学ぶ「方法・フィールドワーク群」、③地域と観光に関する専門領域の基幹科目となる科目群を配置している。アプライド・セクションは3・4年次を中心に開講され、地域総合、観光に関するより専門化した科目を配置している。

最後にゼミナール・セクションは、1年次の基礎ゼミで大学での学修に関するリテラシーを習得し、3・4年次の専門ゼミで各自の設定した研究テーマを学生相互、指導教員との討論によって深めていく。そして、4年間の集大成として卒業論文を完成させる。

研究成果の公表の場として、卒論発表会を毎年実施している。これは、学生の学修の到達度と教員の学生指導を検証・評価する場にもなっている。発表した学生は卒業論文を本学における1年間の教育研究活動の総括するための「大学年報」に掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

観点到に適合している（カリキュラム表および大学年報を参照のこと）。

上記の状況を踏まえ、教員各自もこの観点到に積極的に取組んでいる。例えば、全学的な卒論発表会に加えて、ゼミ生全員を対象に卒論発表会を実施しているゼミも多く、学生相互の成果の共有化を図っている。学外者から学修成果物に対するコメントを受け、授業の公開を行うなどの試みも行っている。

さらに、常勤教員が本学学生の出身高校を訪問し、本学の教育に関わる意見聴取を実施している。今後はこうした教育成果・効果検証活動の成果の共有化を進める必要が不可欠である。教育は即効性を期待できることばかりではない。その観点到にたてば、本学卒業生の追跡調査を人権にも配慮しながらではあるが実施することも一考に価すると思われる。

観点6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

進級率は、本学では学年ごとでのハードルがないため、100%である。卒業率については、平成18年～平成20年度と上昇傾向にある。退学、休学状況については、平成16年～平成20年度をみると、退学率は平成19年度入学生から本学が昼間制になり、明らかに減少している。休学者は、毎年20名台であるが、平成19年度生からは外国留学をする者がおり、今までの休学とはちがっており、このため、復学者が増えている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育効果は、上記の状況からしだいに上昇していると思われる。根拠になるデータは以下の通りである。

表 6-1-②-1 卒業率の推移

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
卒業率	82.8%	84.6%	89.9%

表 6-1-②-2 退学、休学、復学者数の推移

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
退学	14 (2.59)	12 (2.05)	15 (2.74)	6 (1.06)	11 (1.88)
休学	21 (3.59)	23 (3.92)	24 (4.41)	24 (4.41)	21 (3.59)
復学	0	1 (0.17)	4 (0.72)	10 (1.76)	8 (1.37)

観点 6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では専門ゼミ・基礎ゼミ以外のすべての科目について、授業終盤期に授業アンケートを実施しており、配布・回収については学生に依頼することによりアンケート記載者の匿名性を重視し、記載内容がもたらす学生の不利益に配慮している。

アンケート内容は、別添資料（6-1-③-1）のとおりである。

別添資料 6-1-③-1：授業アンケート用紙

【分析結果とその根拠理由】

観点到適合している。アンケートは、FD委員会では内容が集約された後に講義担当教員に返却され、教員はその結果によって自分の授業がどのように受け取られているかを知り、授業改善のヒントを得ることができる。また、授業評価アンケートの設問2で学生の授業への取り組みの熱意を知ること、回答内容への対処のありかたを真摯に判断することができ、安易な学生への迎合による授業内容の低下を防ぐことができる。

アンケート内容の結果はFD委員会では検討されるとともに、大学として今後の教育方法のありかたを検討会議を開催して専任教員全員で議論する等、全学的な取り組みを行っている。ただし今後は、教員相互の授業参観など有効な方法を講じていく必要がある。

観点 6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

地域創造学部の第1回卒業生を送り出した平成17年3月以来、本学の就職率は93%から96%と好調に推移してきた。平成21年3月卒業生の就職率も、リーマンショック後の未曾有の景気悪化にもかかわらず、95.3%と平年と変わらず、心配は杞憂に終わった。

就職先は、2009年度卒業生の場合、サービス業19名、小売業14名、卸売業13名、製造業13名、金融業10名、各種団体7名、公務員4名、その他21名で、合計101名である。

本学は公務員を目指す学生が増えているため、平成21年度には公務員試験対策講座を開設し、目標に向けて有意義な大学生活を送れるよう支援している。また、「キャリアデザイン講座」も開設し、生涯の仕事を含む人生そのもののデザインと社会人になる前の基礎知識の理解を支援している。

また、大学院への進学者も毎年3名から5名いるが、平成21年3月卒業生からは6名が進学した。優秀な国公立大学等の大学院への進学者も毎年輩出し、学生の向上心の高さを示している。

【分析結果とその根拠理由】

上記のことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

観点 6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

卒業生や就職先関係者からの意見聴取は、就職指導室職員およびゼミ担当教員等が個別に機会を捉えて行っているが、懇談会・アンケートなどの組織的な取り組みはなされていない。

【分析結果とその根拠理由】

今後、組織的な取り組みが必要である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は体系的なカリキュラム構成のもと、理論的にも実証的にも、地域や観光を学べる教育内容を提供している。この体系的なカリキュラムのもと、教員は学生と綿密なコミュニケーションをとりながら、学生個人に応じた指導を行うことができている。これは本学の学生数が少人数であることにも起因しているが、それだけではなく、伝統的な校風として、学生と教員の信頼関係にもとづいたコミュニケーションが従来から行われてきたことも見逃すことはできない。これらによって、教育内容についても、就職支援についても、その成果・効果を確実にあげていると判断しうる。

【改善を要する点】

教育内容についても、就職支援についても、その成果・効果を確実にあげていると判断しうるが、これをエビデンスをもって追跡しうるための体制づくりについては、未だなお改善の余地が多いと考えられる。

(3) 基準6の自己評価の概要

本学は体系的なカリキュラム構成のもと、理論的にも実証的にも、地域や観光を学べる教育内容を提供している。また本学は、伝統的な校風として、学生と教員の信頼関係にもとづいたコミュニケーションが従来から行われており、体系的なカリキュラムのもとで教員は学生と綿密なコミュニケーションをとりながら、学生個人に応じた指導を行うことができている。教育内容についても、就職支援についても、その成果・効果を確実にあげていると判断しうる。

その判断根拠のひとつに、卒論発表会がある。これは、学生の学修の到達度と教員の学生指導を検証・評価する場にもなっている。就職率についても、非常に高い数値を示しており、就職支援についても、その成果・効果をあげていると考えられる。ただし、このことについて、さらに詳細かつ具体的なデータ（エビデンス）をもって学生への教育効果をトレース（追跡）し測定していくことを可能とする体制づくりは今後必要となろう。

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-①: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

1年生については、入学式直後の4月の最初に教務委員会が「新入生オリエンテーション」を開催し、授業科目・履修方法等についてガイダンスを行っている。ここでは、単位の意味、履修登録の考え方、履修登録の具体的な手順、授業を受講するにあたっての具体的な注意事項等について説明している。また、2年生以上については、ほぼ同時期に「在学生オリエンテーション」を実施している。これについては複数回、同じ内容のものをを行い、2年生がほぼ全員聞くことができるように配慮している。ただ、4月のオリエンテーションだけではどうしても理解できない部分が生じるため、「履修登録相談会」を開催し、授業科目を適切に選択できるよう、ガイダンスを徹底している。この「履修登録相談会」については、1年生から4年生まですべての学生を対象に教員たちが個別に指導しており、授業科目、専攻の選択について、学生にきめ細かな指導を行っていくために重要なものとなっている。

【分析結果とその根拠理由】

オリエンテーションの全体指導に加えて、「履修登録相談会」などの個別指導を行うことで、学生たちの生の声を聞きながらガイダンスを実施することができるようになっており、適切に実施されていると考えられる。

観点7-1-②: 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

学習支援に関する学生のニーズの把握は、主にゼミへの配属とオフィスアワーの設置によって行われている。1年生には基礎ゼミを必修科目としており、各ゼミ担当教員が新入生それぞれに対して大学における学習面の相談と助言、支援を行っている。2年生に関してはゼミはないが、1年次の基礎ゼミの担当教員が引き続き学生の相談と助言を受け持っている。3、4年生には専門ゼミを必修科目としており、専門課程における学習面の相談と助言、支援が行われている。学生のゼミ定員については、基礎ゼミは1ゼミ当たり10～12人、専門ゼミは10～15人となるように教員が配置されている。

さらに、ゼミの担当以外の教員に学生が相談したり助言を受ける機会として、前後期で各教員が週1コマ以上をオフィスアワーとして設定している。オフィスアワーの一覧表については学内に掲示するほか、本学ホームページからもダウンロードが可能となっている。

別添資料 7-1-②-1: オフィスアワー 一覧表

【分析結果とその根拠理由】

観点到にかかわる状況のとおり、ゼミへの教員配属では個々の学生に対して各担当教員が十分な時間を取って指導・助言を行えるよう配慮されている。これ以外には、オフィスアワーの設定によって学習に対する相談や助言の機会を設けている。これらの公式的に設定された対応時間以外にも常勤教員は相談や助言のための時間を随時設け

ており、適切な学習支援が行われていると判断する。

観点 7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

観点 7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、2009年（平成21年）度に視覚障害を持つ学生を初めて受け入れた。入学前に本人並びに高校の担任教員と本学教職員の間で意見交換会を設け、必要と思われる設備について検討を行い、申し出のあった機器等を購入し、専用の部屋を割り当てて設置した。その一方で、視覚障害者への対応の心構えを共有するために「シリーズ視覚障害者の大学進学」を全教員に配布した。視覚障害学生への対応に関する情報は全て学生部長に集約し、全教員で情報共有することが教授会で確認された。さらに、学生・就職委員会と教務委員会で「視覚障害学生の対応について」という基本的事項と授業にあたっての配慮すべき事柄を列記したものを作成し、教職員全員に配布し、教授会等において重要事項を確認した。当該学生の入学後も継続して教授会等で視覚障害学生の支援状況について報告がなされた。また、非常勤の教員へも「視覚障害学生の対応について」を配布し、各担当科目における適切な対応を求めている。

別添資料 7-1-④-1：シリーズ視覚障害者の大学進学
7-1-④-2：視覚障害学生の対応について

【分析結果とその根拠理由】

視覚障害学生に対しては、ゼミ担当教員によって随時ヒヤリングが行われており、それらは教授会で全教員に報告されている。現状においては、新たに検討・解決すべき問題や要望は提示されていないので、各担当科目において必要かつ適切な支援がなされているものと考えられるが、このような障害をもつ学生に対しては、今後もソフト・ハード両面において、大学全体で積極的・継続的に学習支援体制の整備を図っていくことが望ましいと考える。

観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到係る状況】

本学における自主的学習環境としては、パソコンルーム（3号館、4号館）と図書館の閲覧室があげられる。

Ⅲ号館にはパソコンが50席、Ⅳ号館にはパソコンが29席設けられており、学生の自主学習に供している。Ⅲ号館にはプリンターも26台設置されており、学生のレポート作成と情報収集に利用されている。パソコンルームの利用方法については、1年次にⅢ号館で基礎ゼミ単位でガイダンスが行われるとともに、「パソコン利用の手引き」が配られている。パソコンルームの利用時間はⅢ号館が9:00～20:00（休業期間中は9:00～17:00）、Ⅳ号館が9:00～16:00（休業期間中は閉室）となっている。また、Ⅳ号館では、無線LAN内蔵型のノートパソコンを持ち込めばどの教室からでもインターネットに接続することができるよう、各階に無線LANのアクセスポイントを設置してい

る。

図書館の閲覧室は94席設けられており、9:00～20:00まで利用可能となっている。

なお、本学は、文化や歴史への啓発を目的として奈良国立博物館のキャンパスメンバーズに入会しており、学生証を提示することにより、奈良国立博物館の平常展を無料で何度でも観覧することが可能となっている。

【分析結果とその根拠理由】

パソコンルームや図書館閲覧室の使用は午後8時までとなっており、講義時間終了（5限終了 17:50）後の自主的学習環境を約2時間提供している。パソコンの設置台数、閲覧室の席数ともに学生数の10数%となっているので、増設が求められる。

観点7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

学生のサークル活動が活発に行えるように、IV号館南館に部室を割り当てている。茶道部、柔道部、軽音楽部には専用の活動施設を提供しているが、他の団体には体育館やグラウンドなどの大学施設の提供を行っている。学生執行委員会と学生代議員、サークルの部長会、学祭実行委員会の各代表者、学生・就職委員会の正副委員長、学生課と総務課の各課長が一堂に会して各課外活動に関する要望を聞く会合が年2回行われている。部費や対外活動は学生会費から賄っている。

別添資料 7-2-②-1：4号館クラブ同好会部室詳細表 7-2-②-2：サークルクラブ等団体一覧表
--

【分析結果とその根拠理由】

部室は各団体に与えられており、打合せやミーティングは十分に行えるような体制が取られている。しかし、本学には体育館が1棟、グラウンドが1か所しかないので、体育系の各クラブは活動時間の調整を余儀なくされている。またテニスコートが一面もないためソフトテニス部は学内で活動できない。文化系サークルについては教室の使用を認めているため円滑に行われていると判断されるが、体育系サークルについては施設面の制約から活動を制限されていると判断される。部費や対外活動費は学生会費から拠出されており、財政支援が十分ではない。

観点7-3-①： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

学生個別の相談についてはゼミ担当教員と学生課が窓口となっている。ゼミ担当教員や学生課だけでは対処が不可能となった場合には学生・就職委員会に支援を要請している。

学生のメンタル面についてはメンタルカウンセリングの時間を第2、第4金曜日、16:30から18:00に設けている。就職活動については11:00～20:00まで就職指導室に3名のスタッフが常駐しており、適宜、相談と助言を行っている。利用状況等については学生・就職委員会において月1回程度報告されている。セクシャルハラスメントに対しては、教職員の相談員（女性を必ず含む）を決めて、常時、相談を受けられる体制を敷いている。その他のハ

ラスメントに対しては、学生課やゼミ担当教員を窓口として学生・就職委員会で協議して必要な対応を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

生活支援等に関する学生のニーズを把握するための共通したフォーマットに基づいた活動が求められる。健康・生活面に関しては基本的にはゼミの担当教員を通じて相談・助言がなされているが、専門的な対応が必要となった場合の窓口としては、隔週1回行われているメンタルカウンセリングだけなので、何らかの対策が求められる。進路においてもゼミの担当教員を通じて相談・助言がなされているが、実際の就職活動やさらに細かい進路選択に関しては就職指導室に3名の専属職員が常駐しており、専門の知識と経験に基づいた学生対応がなされていると判断される。セクシャルハラスメントに関しても、女性の教職員を相談員に含めており、必要な体制が講じられていると判断される。その他のハラスメントに関しても学生課を窓口として、必要に応じて学生・就職委員会が対応していると判断される。

観点 7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

対応が必要とされる学生については、ゼミ担当教員と学生課職員が随時連絡を取って要望を聞き取っている。

【分析結果とその根拠理由】

学生・就職委員会の報告事項として教授会で随時、支援状況が報告されており、適切な対応を行っていると判断される。

観点 7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の経済面への援助については日本学生支援機構の奨学金制度を中心に、いくつかの奨学金についての案内を行っている。日本学生支援機構の奨学金貸与状況は別添資料（7-3-③-1）のとおりとなっている。平成22年度より授業料の減免制度（7-3-③-2）を創設した。

別添資料 7-3-③-1：奨学金貸与一覧表
7-3-③-2：授業料減免制度の概要

【分析結果とその根拠理由】

別添資料より日本学生支援機構の奨学金貸与状況は在籍学生の約40%に達しており、ある程度の支援が行われていると判断される。平成22年度より授業料の減免制度を創設し、学業成績優秀で授業料支払いが困難な学生への対応が開始された。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学生一人ひとりに対して十分な対話の時間を取れるようにゼミや履修相談、ゼミ選択に関して担当教員の配置がなされている。こうして学生個別のニーズを把握し、それぞれのケースに応じた支援をしている。

就職指導に関しては3名のスタッフが配置されており、個々の学生ニーズに応じた支援を行っている。

【改善を要する点】

学生の相談に対して専門的な知識や経験が必要な分野、特に心身の健康面については教職員では対応に限界が生じるので、メンタルカウンセリングの回数を増やす、身体面での相談にのれるような体制を整備するなど、より充実した体制の構築が求められる。

これまで学生の生活全般を把握するような調査は行われておらず、ゼミ担当教員が学生の申し出に応じたり、個別に声かけをして話を聞き、それをインフォーマルに教員相互で共有していたので、公式的な取り組みが必要である。各教員が学生の個別ニーズを把握し、それに対応するために孤軍奮闘している状況なので、それを総合的・継続的に支援する体制が必要である。

本学には体育館が1棟、グラウンドが1か所しかなく体育系の各クラブが円滑に活動できる施設を備えているとはいえない。また活動費の支援が十分とはいえない。

(3) 基準7の自己評価の概要

学生への学習支援については、1年生に関しては入学当初に基礎ゼミのオリエンテーションを行い、3年生については専門ゼミ選択のガイダンスを行っている。4月には全学年を対象とした履修相談会を行い、学生の相談に応じている。オフィスアワーなどの公式的な相談時間の設定以外にも、教員が学生の相談に対応し、助言を行っている。特別な支援が必要な学生に対しては、学生からヒヤリングをして個別に状況に対応している。

自習環境としては講義終了後、2時間はパソコンルーム、図書館の閲覧室が使えるようになっている。また奈良国立博物館のキャンパスメンバーズに入会しており、歴史・文化への啓発の機会を設けている。

学生の課外活動については、IV号館南館でクラブ等の部室を提供している他、クラブ優先の施設の提供を行っている。

学生の生活支援については、ゼミ教員と学生課が中心となって対応しているが、メンタル面ではメンタルカウンセリングの時間を設けている。進路面では就職相談室にスタッフを3名配置しており、個別の支援が十分に行える体制となっている。ハラスメントに関しては必要に応じて、該当する委員会で対応することになっている。

学生への経済的支援については、日本学生支援機構の紹介を中心に行っている。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到る状況】

[校地・校舎面積] 本学の校地面積は、26,246 m²であり、大学設置基準第 37 条の規定により計算される必要な基準面積 5,650 m²(収容定員 565×10 m²)を十分確保している。校舎面積は、9,317 m²であり、大学設置基準第 37 条の 2 の規定により計算される必要な基準面積 3,987 m²を十分満たしている。

[講義室・演習室] I号館には、2つの大講義室(合計 400 m²、定員 380 名)、6つの小講義室(合計 402 m²、定員 294 名)があり、大講義室には、プロジェクター・ビデオ装置を整備し、1つの大講義室には、平成 21 年度に電子黒板を設置した。IV号館北館には、3つの中講義室(合計 394 m²、定員 362 名)、1つの小講義室(合計 68 m²、定員 49 名)、12の演習室(合計 392 m²、定員 186 名)がある。本館には、4つの演習室(合計 68 m²、定員 40 名)がある。

情報処理学習のための施設として、III号館のコンピュータールーム(パソコン 50 台を設置)がある。

[研究室] 教員の研究の場として、本館に研究室を整備し、教員が共同で使用できる共同研究室(1室)も設置している。

[自主学習のための設備] 自習の設備として、本館に自習室、IV号館北館にパソコンルーム、図書館がある。パソコンルームには、29 台のパソコンを配備し、インターネットも接続している。図書館には、96 席の自習席がある。

[体育に関する施設] 体育に関する施設としては、体育館(913 m²)、運動場(5,496 m²)、柔道場(118 m²)があり、クラブ活動に利用されている。また、II号館、IV号館南館には、クラブ室も設置している。

[その他施設] 全学的な行事等を行う施設として、III号館に多目的ホール、学生同士が交流できる施設として、IV号館に多目的交流ホール、交流セミナールームを設置している。

[バリアフリー化への配慮] 各施設の出入り口でのスロープや階段での手すりの設置、障害者用トイレの整備などを行っている。ただし、エレベーターが 1 基もなく、肢体不自由等の障害者にとっては階の移動が困難である。平成 21 年 4 月から視覚障害者が入学することとなったことから、同年 3 月に、点字ブロックの敷設や手すりへの点字シールの貼付、点字プリンター等の機器の配備を行った。

表 8-1-①-1 施設の概要

施設名	床面積	施設内容
本館	1,543 m ²	学長室、事務局長室、学生部長室、研究室、事務室、就職指導室、医務室等
I号館	1,510 m ²	大講義室、小講義室、学生食堂
II号館	630 m ²	学生自習室、クラブ室、学生食堂(厨房、購買)
III号館	886 m ²	多目的ホール、コンピュータールーム、会議室等
IV号館(北館)	2,167 m ²	小・中講義室、演習室、パソコンルーム、多目的交流ホール、交流セミナー

		ーム
IV号館(南館)	1,250 m ²	クラブ室、柔道場
附属図書館	1,335 m ²	館長室、事務室、AVルーム、閲覧室、書庫(収蔵能力12万冊)
体育館	913 m ²	フロア、男女更衣室、男女シャワー室等

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地、校舎の面積については、それぞれ大学設置基準の規定による面積を大きく上回っている。また、講義室・演習室、研究室、自主学習や体育施設など基本的な設備は整備されており、有効に活用されている。また、バリアフリー化についても、新たに入学する学生に対応するなど、配慮を行っている。

ただ、施設の老朽化が進んできていることから、施設・設備の改善が課題となっている。

観点 8-1-②： 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学の情報ネットワークは、インターネットに接続された学内ネットワーク(LAN)と、それに接続されたコンピュータルーム、パソコンルーム、図書館、研究室、事務室等のコンピュータ機器で構成されている。

パソコンルーム(9:00~16:00)、コンピュータルームの一部(9:00~20:00)を学生に開放しており、学生は授業以外の時間を活用して、自主学習やレポート作成に利用できる。また、就職活動を行う3・4年次生にはメールアドレスを交付している。

大学の広報手段の1つである大学ホームページでは、広く一般に大学全般の情報を随時提供しているが、学生向けにも、学生生活に必要な事項を掲載しており、また、休講情報についても、パソコンと携帯電話からアクセスができる。

学内の情報処理に関する事項は、図書・情報委員会が所管し、「情報処理関連機器利用規程」により、運用の管理をしている。また、機器はリースにより整備し、定期的に更新し、メンテナンス及びセキュリティ管理対策は、外部委託により対応している。

【分析結果とその根拠理由】

全学的な情報ネットワークが構築され、施設やコンピュータなどの機器についても十分整備していることから、学生や教員に対して、情報通信環境が整備され、有効に活用されている。また、メンテナンスやセキュリティ対策についても配慮している。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

【観点に係る状況】

大学の施設の管理については、「施設管理規程」(8-1-③-1)を、また、附属図書館の管理については、「附属図書館規程」(8-1-③-2)を定めている。学生に対しては、入学時のオリエンテーション時に配布する学生便覧により毎年周知している。教員に対しては、奈良県立大学規程集の配布により周知している。なお、図書館

については、一般開放していることから、大学ホームページにも利用案内を掲載している。

別添資料 8-1-③-1 施設管理規程
8-1-③-2 附属図書館規程

【分析結果とその根拠理由】

本学の施設の管理に関する方針は、学内規程として明確に規定しており、また、その内容は、学生便覧や規程集により学生及び教員に周知している。

観点 8-2-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学附属図書館には、平成 22 年 5 月 1 日現在、図書(和図書約 83,700 冊、洋図書約 13,800 冊)、雑誌(和雑誌約 115 誌、洋雑誌約 35 誌)を所蔵している。視聴覚資料では、ビデオ・CD・DVD など約 1,300 の所蔵があり、系統的に保管している。閲覧席が 96 席、AV ルーム、検索用パソコンが 4 台あり、複写機等を設置している。

開館時間は、平日は 9:00～19:45 で、休業中は 9:00～17:00 であるが、平成 22 年度より平日の閉館時間を 20:00 に延長した。図書の閲覧、貸し出しは一般にも開放している。平成 21 年度の利用者数は、26,605 人、貸出図書数は、6,265 冊である。

図書館の整備・運営は、図書・情報委員会により協議されるが、図書の購入、雑誌の購読については、教員のアンケートを取っている。また学生会の選定図書の寄贈も受けている。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究に必要な資料として、和洋図書、和洋雑誌、視聴覚資料等について図書・情報委員会で協議しながら体系的に整備し、有効に活用されている。

表 8-2-①-1 附属図書館の貸出件数

年 度	学生・教職員	地域住民	合 計
平成 19 年度	5,301	310	5,611
平成 20 年度	6,084	154	6,238
平成 21 年度	6,101	164	6,265

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学の校地、校舎の面積は、大学設置基準の規定による面積を大きく上回り、大学にとって必要な施設・設備は整備され、有効に活用されている。全学的な情報ネットワークの構築など情報通信環境が整備され、有効に活用されて、また、メンテナンスやセキュリティ対策についても配慮している。本学の施設の管理に関する方針は、学生及び教員に周知している。教育研究に必要な資料として、和洋図書、和洋雑誌、視聴覚資料等について体系的に整備し、有効に活用されている。

【改善を要する点】

施設の老朽化が進んできていることから、施設・設備の改善が課題となっている。

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本学の校地、校舎の面積は、大学設置基準の規定による面積を大きく上回り、また、講義室・演習室、研究室、自主学習や体育施設など大学にとって必要な施設・設備は整備され、有効に活用されている。また、バリアフリー化についても、新たに入学する学生に対応するなど、配慮がなされている。

全学的な情報ネットワークが構築され、施設やコンピュータなどの機器についても十分整備していることから、情報通信環境が整備され、有効に活用されている。また、メンテナンスやセキュリティ対策についても配慮している。

本学の施設の管理に関する方針は、学内規程として明確に規定しており、また、学生便覧や規程集により学生及び教員に周知している。

教育研究に必要な資料として、和洋図書、和洋雑誌、視聴覚資料等について体系的に整備し、有効に活用されている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

本学では専門ゼミ・基礎ゼミ以外のすべての科目について、授業終盤期に授業アンケートを実施している。授業アンケートの記載については、記載者の匿名性を重視し、記載内容がもたらす学生への不利益に配慮している。なお、アンケート用紙の配布・回収については、学生に依頼している。

【分析結果とその根拠理由】

授業アンケートについては、FD・SD委員会のもとでデータを蓄積し、担当教員の授業改善に役立てている。このことから観点到適合していると考えられる。

観点9-1-②： 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

本学では専門ゼミ・基礎ゼミ以外のすべての科目について、授業終盤期に授業アンケートを実施しており、授業アンケートの記載については、記載者の匿名性を重視し、記載内容がもたらす学生への不利益に配慮している。

授業アンケートは「講義方法と受講態度に関するアンケート」と銘打ち、ほとんどが記述式となっている。(1)教育の内容を定量的に把握することには限界がある、(2)学生の意見をできるだけ実質的・具体的に反映していくためには記述式で具体的に学生に記入してもらう方が望ましい、(3)授業とは教員と学生の双方向的関係の中にあり教員の講義方法ばかりではなく学生の受講態度にも自省を促すことが教育的に必要である、といった観点からこのようにつくられており、本学の独自色が出ている授業アンケートであると言える(9-1-②-1)。授業アンケートは、FD・SD委員会で内容が集約された後に講義担当教員に返却され、教員はその結果によって自分の授業がどのように受け取られているかを知り、授業改善のヒントを得ることができる。また、授業評価アンケートの設問2で学生の授業への取り組みの熱意を知ることで、回答内容への対処のありかたを真摯に判断することができ、安易な学生への迎合による授業内容の低下を防ぐことができる。

別添資料 9-1-②-1 授業アンケート用紙

【分析結果とその根拠理由】

授業アンケート内容の結果はFD・SD委員会で検討されるとともに、大学として今後の教育方法のあり方について検討会議を開催し専任教員全員で議論する等、全学的な取り組みを行っている。このことから観点到適合していると判断できる。ただし、今後は教員相互の授業参観、学生と教員間の意見交換会など、教育の質の向上・改善に取り組むための方法を講じていく必要がある。

観点9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活か

されているか。

【観点に係る状況】

本学には学外者から構成される奈良県立大学運営諮問会議（経済界、教育界、マスコミ、行政などの学外者が構成員）および奈良県立大学顧問が設置されている。この場において、教育の質の向上・改善のための意見聴取を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

奈良県立大学運営諮問会議および奈良県立大学顧問から聴取された教育の質の向上・改善に関する意見については、速やかに、学内の大学運営会議およびFD・SD委員会で審議される。この点で観点到適合していると考えられる。

観点 9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

アンケート内容の結果はFD・SD委員会で検討されるとともに、大学として今後の教育方法のありかたについて検討会議を開催して専任教員全員で議論する等、全学的な取り組みを行っている。検討会議においては、授業内容、教材、教授技術はもちろんのこと、大学としての教育理念、教育理念と担当授業の関連性等についても、活発な議論が交わされている。

【分析結果とその根拠理由】

2010年度からは、FDに関してFD報告書が作成され、学生にも公開されるようになった。また教員と学生による対話の場を設けたりする予定である。このように絶えず教育の質の向上・改善について、教員は心を砕き、その実現に向けて努力しており、観点到適合していると判断できる。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

本学では専門ゼミ・基礎ゼミ以外のすべての科目について、授業終盤期に授業アンケートを実施しており、授業アンケートの記載については、記載者の匿名性を重視し、記載内容がもたらす学生への不利益に配慮している。なお、アンケート用紙の配布・回収については、学生に依頼している。

【分析結果とその根拠理由】

アンケート内容の結果については、FD・SD委員会で綿密に分析・検討される。この分析・検討をふまえ、大学として今後の教育方法のあり方について、検討会議が開催され、専任教員全員で議論（原文：が展開）される。これらを通じて、教員はつねに教育に心を砕いており、教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。このことから、観点到適合していると判断できる。

観点9-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

教育支援者として、事務局に職員を配置しており、公立大学協会等が開催する各種研修会や、奈良県自治研修所が行う各種職員研修に参加している。

なお、本年度からFD委員会をFD・SD委員会に改組し、職員の職能開発の充実を予定しており、また、県内の大学と共同実施の職員研修も計画している。

【分析結果とその根拠理由】

事務局職員が、各種研修会に参加しており、その資質の向上を図るための取り組みは適切に行われていると言える。ただ、正規職員については、定期的に人事異動があるため、研修成果が十分蓄積されていないと言える。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では専門ゼミ・基礎ゼミ以外のすべての科目について、授業終盤期に授業アンケートを実施しており、授業アンケートの記載については、記載者の匿名性を重視し、記載内容がもたらす学生への不利益に配慮している。

授業アンケートは「講義方法と受講態度に関するアンケート」と銘打ち、ほとんどが記述式となっている。(1)教育の内容を定量的に把握することには限界がある、(2)学生の意見をできるだけ実質的・具体的に反映していくためには記述式で具体的に学生に記入してもらう方が望ましい、(3)授業とは教員と学生の双方向的関係の中にあり教員の講義方法ばかりではなく学生の受講態度にも自省を促すことが教育的に必要である、といった観点からこのようにつくられており、本学の独自色が出ている授業アンケートであると言える。授業アンケートは、FD・SD委員会で内容が集約された後に講義担当教員に返却され、教員はその結果によって自分の授業がどのように受け取られているかを知り、授業改善のヒントを得ることができる。また、授業評価アンケートの設問2で学生の授業への取り組みの熱意を知ることで、回答内容への対処のありかたを真摯に判断することができ、安易な学生への迎合による授業内容の低下を防ぐことができている。この授業アンケート結果を踏まえて、教員間の情報交換・議論の場も設けられており、FDの成果をあげていると判断し得る。

【改善を要する点】

今後は教員相互の授業参観、学生と教員間の意見交換会など、教育の質の向上・改善に取り組むための方法を講じていく必要がある。すでに、学生と教員間の意見交換会については、実現に向けて動き出している。またSDへの取り組みについては、これから一層具体化させていく必要がある。

(3) 基準9の自己評価の概要

本学では専門ゼミ・基礎ゼミ以外のすべての科目について、授業終盤期に授業アンケートを実施している。アンケート内容の結果はFD・SD委員会で検討されるとともに、大学として今後の教育方法のありかたについて検討会議を開催して専任教員全員で議論する等、全学的な取り組みを行っている。検討会議においては、授業内容、教材、教授技術はもちろんのこと、大学としての教育理念、教育理念と担当授業の関連性等についても、活発な議論が交わされる。ただしSDへの取り組みについては、これから一層具体化させていく必要がある。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到に係る状況】

本学は、奈良県が設置・運営している公立大学で、本学の財務は、地方自治法等の規定に基づく公会計で処理されており、予算、決算等については、県議会の議決、承認を得ることとなっている。

資産としては、公有財産として大学運営に必要な土地及び建物を保有し、物品として、教育・研究用備品図書等を保有している。

なお、法人会計における「債務」の概念は公会計にはない。

【分析結果とその根拠理由】

必要な資産は、公有財産として保有していることから、教育研究活動を安定的に遂行できる。また、債務上の問題もない。

観点 10-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到に係る状況】

本学の運営経費とその財源については、奈良県一般会計の歳入歳出予算の一部として計上されている。このうち、財源の主なものは、使用料及び手数料（学生から徴収する授業料等）及び一般財源（地方交付税等）であり、これらについては、例年、所要額を安定して確保することができている。

表 10-1-②-1 本学の予算・決算の状況（平成 19 年度～21 年度）（単位：千円）

		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度
		当初予算額	決算額	当初予算額	決算額	当初予算額
歳出	人件費	390,733	387,817	387,147	381,957	391,408
	教員研究費	6,734	5,938	7,274	6,852	6,592
	教育経費	25,261	23,765	30,068	25,180	24,389
	管理経費	28,372	27,941	33,045	41,587	32,869
	合計	451,100	445,461	457,534	455,576	455,258
財源	入学検定料	18,700	26,826	30,447	24,106	20,825
	入学料	61,776	52,096	61,072	59,312	60,544
	授業料	211,909	187,976	255,845	234,234	300,048
	その他	1,859	3,710	1,693	4,520	4,759
	収入計	294,244	270,608	349,057	322,172	386,176
	一般財源	156,856	174,853	108,477	133,404	69,082
	合計	451,100	445,461	457,534	455,576	455,258

【分析結果とその根拠理由】

本学の運営に必要な財源については、奈良県一般会計歳入予算の編成及び執行の手続きを経て安定的に確保することができている。

観点 10-2-①： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

毎年度の活動の財務上の基礎的計画といえる予算については、本学で予算要求書を作成のうえ、県財政部局に提出され、財政部局の査定の後、奈良県当初予算案としてまとめられ、県議会での審議、議決を得ている。県当初予算は、県ホームページに掲載されるとともに報道発表も行い、県民への周知が図られている。また、本学の予算については、教授会で報告して教員への周知を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の予算は、多くの関係者により十分検討された上で奈良県予算として成立しており、その内容は、報道発表、ホームページ等で広く県民に周知されるとともに、教員へも明示されている。

観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学の運営経費とその財源については、奈良県一般会計の歳入歳出予算の一部として計上されていることから、収入と支出は各年度とも均衡している。

【分析結果とその根拠理由】

各年度の収支は均衡しており、過大な支出超過はない。

観点 10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

県が非常に厳しい財政状況であることから、本学の歳出予算も毎年度削減の状況にあるが、教員研究費、教育経費の決算及び予算の状況は、観点 10-1-②の表のとおりであり、毎年度所要額を確保している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、県の厳しい財政状況の中にあっても、教育研究活動に対して適正な資源配分をしている。

観点 10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の収支決算は、県の決算として県議会でも審議、承認を得て、公表されている。なお、公会計のため、財務

諸表は作成していない。

【分析結果とその根拠理由】

奈良県の決算として県議会で審議、承認を得て、適切に公表されている。

観点 10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到に係る状況】

地方自治法の規定に基づき、毎年度、県監査委員により前年度決算状況について監査が行われるとともに、決算内容については、県議会で審議、承認を受けている。

また、県会計規則の規定に基づき、毎年度、出納長の指名する検査員により、会計事務の実地検査が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、毎年度、財務に関する監査等が多面的な視点に基づき適正に行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、奈良県が設置する公立大学で、その財務運営に当たっては、地方自治法をはじめとする関係法令の規定に基づき行われており、資産の保有、経常的収入の確保、適正な歳入・歳出予算の執行、県議会等による予算・決算の審査・公表、定期的な会計監査等の受検等、財務運営に係る基本的事項については、制度化され、かつ、適正に運営されている。

【改善を要する点】

特記事項なし。

(3) 基準 10 の自己評価の概要

本学は、奈良県が設置する公立大学であり、教育研究活動に必要な資産は公有財産として保有し、大学運営に必要な財源についても、奈良県一般会計歳入予算の中で安定的に確保することができ、県の厳しい財政状況の中にあっても、教育研究活動に適正な資源配分ができている。

本学の収支決算決算は、奈良県の決算として県議会で審議、承認を得て適切に公表されており、監査委員の監査や会計事務の実地検査などにより会計監査等が適正に行われている。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到に係る状況】

本学の組織・機構は、下表 11-1 に示すとおりである。管理運営に関する事項は、部局長会議規程に基づき学長のほか、学部長、学生部長（兼学生・就職委員会委員長）、附属図書館長（兼図書・情報委員会委員長）、教務委員会委員長、研究・広報委員会委員長、入試委員会委員長及び事務局長の計 7 名で構成される部局長会議（11-1-①-1）において、教授会の審議・報告事項に関する案件をはじめとする大学の管理運営に関する必要な事項を所掌している。また、本学の短期・中長期の構想と運営等に関する事項については、学長を委員長として 8 名で構成される大学運営会議（11-1-①-2）が設置されている。

本学の最高意思決定機関は、学則（11-1-①-3）第 37 条の 1 に基づき設置されている教授会である。教授会は教授会規程（11-1-①-4）により組織及び運営等が規定されており、教授会の召集及び議長の職務は学長が担っている。また、教授会において特定の事項を調査し、審議するため、教授会規程第 8 条の 1 に基づき 5 つの運営委員会（11-1-①-5）が設置されている。教授会及び各委員会の庶務は、事務局において処理されている。

事務組織は、事務局長のもと 2 課で構成されており、事務局長、課長、係長からなる業務連絡調整会議が月 1 回定期的に開催されている。

危機管理については、本学が奈良県設置の大学であることから地震等災害発生時に関する対応に関しては奈良県の対策に準拠した体制を敷いており、一部箇所に救命器具（AED）を配置している。綱紀肅正についても奈良県の通達に基づいて周知徹底しているほか、科研費不正防止対策としては「奈良県立大学科学研究費補助金の取扱いに関する規程」（11-1-①-6）に基づき、教職員による対応組織を設けるなど、万全の対策を講じている。その他、「奈良県立大学セクシュアル・ハラスメント防止・対策に関する規程」（11-1-①-7）や緊急時の教職員連絡網などにより、危機管理に取り組んでいる。

別添資料 11-1-①-1	部局長会議規程
別添資料 11-1-①-2	大学運営会議規程
別添資料 11-1-①-3	奈良県立大学学則
別添資料 11-1-①-4	教授会規程
別添資料 11-1-①-5	委員会運営細則
別添資料 11-1-①-6	奈良県立大学科学研究費補助金の取扱いに関する規程
別添資料 11-1-①-7	奈良県立大学セクシュアル・ハラスメント防止・対策に関する規程

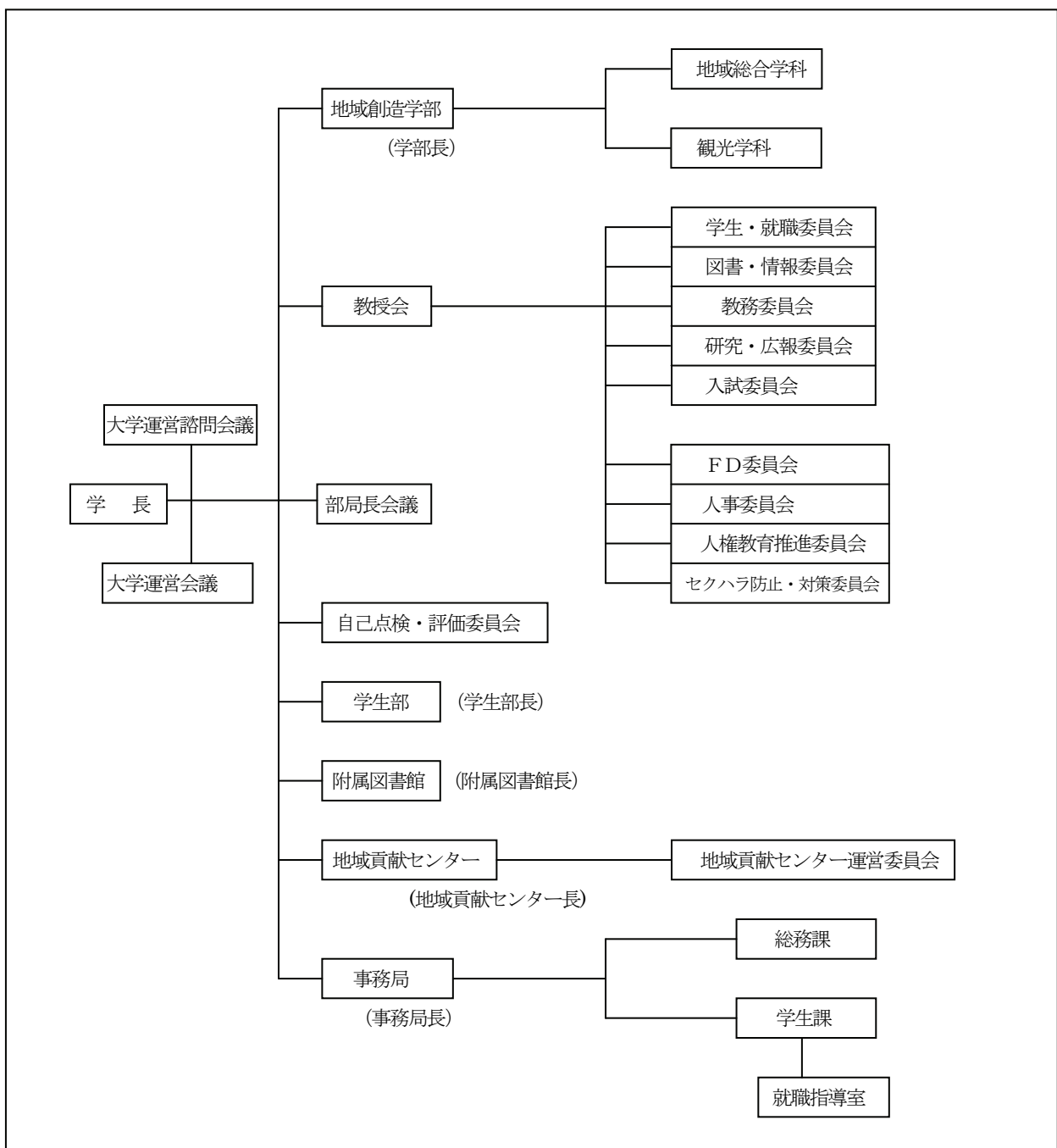
【分析結果とその根拠理由】

本学の管理運営のための組織は、学長を議長とする教授会を軸とし、部局長会議、5 つの教授会運営委員会及び大学運営会議が設置されつつ、直近及び中・長期計画を含む大学の管理運営・教育研究に係る事項の審議と意

思決定が迅速に行われている。事務組織も小規模ながら奈良県及び学内の各管理運営部門と連携しつつ適切に配置され、事務分掌業務を円滑に進めている。また、危機管理についても、老朽化している建物の耐震構造への対応課題はあるものの、災害時の緊急対策、法令遵守、研究者倫理、セクハラ防止対策等々について迅速に対応できるよう取り組んでいる。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で適切な規模と機能を持ち、必要な職員が配置されているとともに、危機管理体制についても対応しうる体制が整備されているものと判断される。

表 11-1 奈良県立大学組織・機構図



観点 11-1-②： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

本学の最高意思決定機関としての教授会の議長を学長が務めているほか、教授会各運営委員会、人事委員会、セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会など各種委員会における審議・報告事項もそのすべてが教授会で提案され、審議・報告を経て決定されている。また、大学運営会議、自己点検・評価委員会など大学運営に係る重要な組織の委員長も学長が委員長となり、状況に応じて随時会議が開催されなど、学長に直結しつつ迅速かつ柔軟に組織運営が遂行されている。

【分析結果とその根拠理由】

教授会は、基本的に毎月1回定例開催されているが、それ以外にも重要案件が生じた場合には適宜臨時教授会を開催し、突発的な案件も含めて機敏に処理している。教授会決定の必要性のない案件や緊急性の高い案件などについては、関連部署、関連委員会等において学長判断とともに検討、対処し、後日の教授会において事後報告している。

以上のことから、大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると言える。

観点 11-1-③： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

大学に対する学生からの要望は、年数回定例的に開催されている学生会（旧学生自治会）と学生部長、事務局管理職職員との三者会議を通じて把握している。その際、学生会は一般学生から大学に対する要望をアンケートし、それを集約したものを資料として提出しており、広範囲にわたる学生からのニーズが把握できるようになっているが、日常的にも学内に設置されている意見箱の活用のほか、基礎ゼミ（1年次生）、専門ゼミ（3・4年次生）、さらに図書館における購入希望図書の受付や全教職員が開いているオフィスアワーなどを通じて、個別的にも学生からのきめ細かなニーズを捉えている。また、授業内容に関する学生の意見については、授業評価アンケート調査を学期ごとに実施している。これらのニーズのうち主要なものについては教授会で概略報告されつつ、全教職員レベルで情報共有される仕組みが築かれている。

教員からのニーズは、大学運営会議をはじめとする学内各委員会を通じて出された要望等が部局長会議及び教授会に提出されるほか、教員個々の意見についても教授会の場で発言できるようにしている。また、事務局職員のニーズは、定例開催されている業務連絡調整会議の中で把握されているとともに、部局長会議の場においても事務局からの要望事項について検討されるほか、教授会で提案される機会を設けている。

学外関係者からのニーズは、奈良県については本学の主管部署である県地域振興部との時々の交流会等を通じて把握しているほか、経済・教育・報道分野などの有識者から構成される大学運営諮問会議（11-1-③-1）をはじめ、主要な県内市町村や県内各種経済団体等との間で包括協定を締結しつつ、これら機関からのニーズに対応している。また、高等学校、市町村等への出前講座、県内高等学校長と県内大学連合との懇談会などを通じても大学に対する要望を把握する機会にしている。さらに、大学名誉学長、大学顧問、地域貢献センター顧問として学外者を置き、学外ニーズを把握する手段にもしている。

別添資料 11-1-③-1 大学運営諮問会議規程

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、本学では学生、教員、事務職員、学外関係者からのニーズを把握するための手段を多様に講じているとともに、部局長会議、大学運営委員会、事務局業務連絡調整会議での検討を通じつつ、重要事項については教授会において審議または報告する形で管理運営に反映させている。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到に係る状況】

本学は、奈良県が設置している公立大学であるため、学内に監事は置かれていないが、奈良県会計規則等に基づく県の監査委員及び県出納局職員による会計検査を毎年行っている。加えて、支出関係書類については奈良県財務会計システムによってデータ管理されていると同時に、支出証拠書についても出納局に毎月提出し、チェックを受けている。また、奈良県議会においても予算、決算の審査を受け、議会に報告されている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、奈良県設置の大学として奈良県組織の中に組み込まれ、県の事業予算のもとに運営されている大学である。したがって、監査制度、会計制度等についても県の対象組織となっており、それら県の制度を通じて監査機能が適切に果たされている。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織および事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到に係る状況】

本学は奈良県が設置する県立大学であり、主たる事務局職員も奈良県職員であることから、職員の能力・資質向上に関わる研修は、職位の階層別研修能力開発研修としての職務研修・パソコン研修など、基本的に奈良県自治研修所が毎年実施しているプログラムに参加する手段を通じて実施している（11-1-⑤-1）。また、一部の職員については、海外研修への参加を奨め、国際感覚の昂揚にも努めている。

別添資料 11-1-⑤-1 奈良県自治研修所の職員研修体系

【分析結果とその根拠理由】

本学の事務組織は小規模であることから本学独自の職員の能力・資質向上研修システムは整備されていないが、本学は奈良県が設置する県立大学であり、事務局職員も奈良県職員が中心であることから、職員研修は奈良県自治研修所が実施しているプログラムに参加する手段を通じて毎年組織的に実施している。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとき、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

本学の管理運営は、学則第 37 条の 1 に基づき教授会が設置されており、また、教授会の組織及び運営等については教授会規程（前掲 11-1-①-4）が制定され、議長には学長を充てている。

大学の管理運営を協議する機関として部局長会議が設置されている。構成員は、学長、学部長、教授会運営委員会各委員長であり、このうち学長、学部長、学生部長（兼学生・就職委員会委員長）、附属図書館長（兼図書・情報委員会委員長）を除く 3 名の委員長（教務委員会委員長、研究・広報委員会委員長、入試委員会委員長）及び 5 つの教授会運営委員会の委員は、教授会を通じて制定された委員会規定に基づき教授会において投票により選考されている。なお、全教員がこの 5 つの教授会運営委員会のいずれかに所属することになっている。

学長選考、学部長、学生部長及び附属図書館長の選考、教授・准教授等教員の昇任及び教員の新規採用については、それぞれ学長の採用に係る選考及び任期に関する規程（11-2-①-1）、学部長、学生部長及び附属図書館長に関する規程（11-2-①-2）、教員の採用及び昇任に係る選考に関する規程（11-2-①-3）に基づき、選考委員会もしくは人事委員会での協議を経た後、教授会における投票を通じて候補者が選考され、県への内申を経て知事より任用されている。

事務職については、学則 36 条に基づいて職員の組織が置かれ、職員等事務局職員は、主として県に採用された行政職職員が配置されている。

- 別添資料 11-2-①-1 学長の採用に係る選考及び任期に関する規程
- 別添資料 11-2-①-2 学部長、学生部長及び附属図書館長に関する規程
- 別添資料 11-2-①-3 教員の採用及び昇任に係る選考に関する規程

【分析結果とその根拠理由】

奈良県の公立大学として、県の規則ほか教授会において審議し、承認され、文書化された諸規程に基づいて管理運営が遂行されている。また、学長、学部長、学生部長、附属図書館長の選考、各種委員会の委員長及び委員の選任、教員の昇任、教員の採用についてはそれぞれ関連の選考規程・委員会規程・人事委員会規程が教授会で制定、文書化されており、選任についても選考委員会もしくは人事委員会で候補者が推薦もしくは募集の後に選考され、教授会で投票の上決定されている。

観点 11-2-②： 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

入試関連データ、教員の研究業績・地域貢献・社会活動、大学の目的、活動状況等はホームページに掲載され、大学内外からアクセスできるようになっている。また、教員の研究論文集である「奈良県立大学研究季報 地域創造学研究」に掲載された論文は、国立情報学研究所のデータベース（CiNii）からインターネットを通じて全文を参照することもできる。このほか、教員・学生の協働研究成果、地域貢献活動事例等については「奈良県立大学

年報」や大学内情報誌としての「NPU ニュース」に掲載され、全教職員・学生に配布されている。

定例及び臨時の教授会議事録は事務局の担当職員によってまとめられ、事前に電子メールで全教員に報告した上で、次回教授会で前回の審議・報告内容を確認の後、事務局内に保管・蓄積されるとともに、必要に応じて教職員により閲覧できるようになっている。

大学の諸規程は「奈良県立大学規程集」として一冊にまとめられ、全教職員に配布されつつ、内容の改正に際してはその都度新しいものに差し替えられている。なお、奈良県立短期大学の時期を含む本学の開学 50 周年に当たっては、奈良県立大学 50 周年記念編集委員会が設置されて記念式典、シンポジウムの開催とともに「奈良県立大学 50 年のあゆみ」(11-2-②-1) が刊行され、教職員のほか関係機関に配布された。

別添資料 11-2-②-1 奈良県立大学 50 年のあゆみ (表紙コピー)

【分析結果とその根拠理由】

大学案内及び教員の活動状況や在学生構成等のデータは大学のホームページに掲載され、学内外からアクセスできるほか、学内の多方面にわたる情報が年報、学内情報誌の発刊を通じて教職員・学生に提供されているとともに、教授会議事録、大学の諸規程集も事務局でまとめられ閲覧または教職員に配布されている。

以上のことから、大学の活動状況に関するデータや情報が蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムが構築され、機能していると捉えられる。

観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学では、自己点検・評価については学則第 1 条の 2 に定期的実施する旨が明記されており、これに基づいて自己点検・評価委員会規程 (11-3-①-1) が定められている。委員構成は、学長、学部長、教授会 5 運営委員会委員長、教授会で選任の 2 教員及び事務局の局長と 2 課長の 12 名であり、学長が委員長を務めている。

短期大学から 4 年制大学に移行して以降では、1 回目は平成 5 年 6 月に「奈良県立商科大学—教育と研究の現状—」と題する報告書を、2 回目は平成 11 年 3 月に「奈良県立商科大学自己点検・評価報告書」をそれぞれ過去 5 年間の実績と課題に基づいた自己評価・点検としてまとめ公表している。また、地域創造学部へ改組した平成 13 年度及び夜間部から昼間部へ移行した平成 19 年度移行を含む自己点検・評価については、今回の大学評価・学位授与機構の基準に基づいて作成し、同機構の評価を受けた後、本学のホームページに掲載を予定している。

別添資料 11-3-①-1 自己点検・評価委員会規程

【分析結果とその根拠理由】

短期大学から 4 年制大学へ移行した時点から学則でその定期的実施を明記しているとともに、常設の自己点検・評価委員会を設置し、学長が委員長を務めつつ全学的姿勢で自己点検・評価体制を組織化しており、過去 2

回 5 年間を対象期間とする自己点検・評価を行った上で報告書としてまとめ、公表してきた。平成 22 年 6 月に大学評価・学位授与機構へ提出すべく実施している自己点検・評価は 3 回目になる。

以上から、大学の活動の総合的な状況において、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断される。

観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

平成 5 年及び平成 11 年にまとめられた 2 回の自己点検・評価報告書（11-3-②-1・2）はいずれも印刷・製本され、教職員に配布されたほか、奈良県庁関係部署をはじめ関係機関に配布する形で公表してきた。また、報告書で提起された事項について、教授会構成員による教員懇談会において意見交換を行い、その改善・改革にも取り組んできている。今回の大学評価・学位授与機構の基準に基づいて作成している自己点検・評価報告書については、評価を受けた後、関係者への配付とともに、ホームページにも掲載の予定である。

なお、本学の今後のあり方等に関しては、他大学教授、企業経営者など外部者による検討委員会などによる外部評価を不定期に受けているが、自己点検・評価報告書については、県の関係部署及び関係機関へ配布しているものの、過去 2 回の自己点検・評価に関して特に外部者によって検証する体制はこれまで整備されてこなかった。

今回 3 回目の自己点検・評価における大学評価・学位授与機構の評価を契機に、平成 22 年 4 月より大学運営諮問会議（11-3-②-1・2）を設置し、外部評価機能を含めた体制を整備したところである。

別添資料 11-3-②-1 奈良県立商科大学—教育と研究の現状—（平成 5 年 6 月）（表紙コピー）
別添資料 11-3-②-2 奈良県立商科大学自己点検・評価報告書（平成 11 年 3 月）（表紙コピー）

【分析結果とその根拠理由】

本学の自己点検・評価報告書は、製本の配付を通じて学内のほか関係機関にも広く公開されており、提起された事項について教員懇談会を行うことによって改善・改革に取り組んでもいる。今後、新しい自己点検・評価報告書については、ホームページへの掲載を予定している。自己点検・評価の結果についての外部者による検証は、従来行われてこなかったが、今回の大学評価・学位授与機構の評価を契機に、平成 22 年 4 月より大学運営諮問会議を設置し、外部評価機能を含めた体制を整備したところである。

観点 11-3-③： 評価結果が、フィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価委員会の委員長をはじめ、本学の将来構想を不断に検討する役割を担っている大学運営会議の委員長も学長が務めているほか、これら委員会の主要構成員が教授会運営委員会の委員長であり、評価結果は同時的に全教職員にフィードバックされるとともに、目的達成のための改善への取り組みについても自己点検・評価委員会や大学運営会議において検討されている。このほか、報告書で提起された事項について、教授会構成員全員による教員懇談会においても意見交換を行い、その改善・改革に全員体制で臨んでいる。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価委員会、大学運営会議の委員長が学長であるほか、両委員会とも主要構成員が部局長会議及び大学運営会議の委員長であり、評価結果は同時に管理運営組織にフィードバックされるシステムとなっている。また、目的達成のための改善への取り組みについても自己点検・評価委員会や大学運営会議において検討されるほか、報告書で提起された事項について、教授会構成員全員による教員懇談会においても意見交換が行われている。以上のことから、評価結果がフィードバックされ、大学の目的を達成するための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断される。

観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点到に係る状況】

公開講座や地域特別講座など地域住民参加型の講演・講義、学生も含む地域貢献活動などは印刷物の作成・配付のほかホームページに掲載している。また、教員の研究論文は「奈良県立大学研究季報 地域創造学研究」を通じて発表するとともに、国立情報学研究所のデータベースからインターネットを通じて全文を参照できるようにしている。このほか、教員・学生の個別及び協働研究成果等各種情報については「奈良県立大学年報」に掲載され、広く社会に発信している。さらに、これら大学の日常的な教育研究活動の中でマスメディア向けに発信するための個別的な案件を含む情報収集・提供体制として、教職員数人で構成されている「情報発信ワーキング・グループ」を設け、「情報発信マニュアル」(11-3-④-1)に基づきつつ、不断に活動状況や活動成果を社会に発信する体制を敷いている。

別添資料 11-3-④-1 情報発信マニュアル

【分析結果とその根拠理由】

大学の教育研究の状況及びその活動の成果は「奈良県立大学研究季報 地域創造学研究」や「奈良県立大学年報」の発刊などを通じて発信しているほか、各種イベント等も大学のホームページに掲載され、学内外に情報発信している。また、教員・学生の個々の活動も含めて大学に関わる情報について、情報発信マニュアルを作成しつつ情報発信ワーキング・グループを通じてマスメディアに情報発信していく体制ができている。以上のことから、大学の活動状況やその活動の成果に関する情報をわかりやすく発信しているものと認識している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、地域創造学部のみでの小規模な単科大学ということとも関連して、大学の管理運営は小回り性の強みとともに、機動的に行われているところに優れた点があるものと認識している。すなわち、最高意思決定機関としての教授会の議長を学長が務めているほか、その教授会に提案される審議事項、報告事項についての事前検討が学長を議長とし、5つの教授会運営委員会の委員長、事務局長で構成されている部局長会議において行われており、さらに全教員が教授会運営委員会のいずれかに属することによって、全教職員の情報共有を通じた意思決定が行われる仕組みが形成されている。また、自己点検・評価委員会、大学運営会議といった大学運営に関わる点

検および今後の大学のあり方の検討を行う組織についても、学長を委員長として教授会運営委員会各委員長に加え、教授会で選任された教員及び事務局長・課長を構成員としており、大学運営に係るおよそすべての事項が教職員に同時的に捉えられつつ、効率的に意思決定できる仕組みになっている。こうした仕組みは、これまでの学部改組や昼間部移行への意思決定に際しても効果的に機能してきたといえる。

【改善を要する点】

小規模大学としての小回り性、機動性に伴うスムーズな意思決定システムは優れている点と思われるが、少人数であるために大学運営に関わる主要な委員会の構成員が皆同じになってしまっていることから、検討する事項に関する議論の幅に限界があると思われる面がなくもない。この点への対応については、大学法人化がなお具体化していない現状ではあるが、平成 22 年 4 月に設置した外部者による大学のあり方や基本計画・評価等に関する大学運営諮問会議などを活用していきたいと考えている。

(3) 基準 11 の自己評価の概要

管理運営の組織としては、学長を議長とする最高意思決定機関としての教授会が置かれている。その教授会への議事提案等を検討する機関として、学長、学部長及び特定の事項を審議する役割を担う教授会運営委員会の委員長、事務局長とで構成される部局長会議が置かれているとともに、学長が委員長となり大学の短期・中長期の方向性を検討する大学運営委員会などを通じて、学長のリーダーシップの下で諸事項が細部にわたり審議され、教授会において意思決定されている。危機管理については、災害時の緊急対策、法令遵守、研究者倫理、セクシュアルハラスメント防止・対策等について組織化、文書化、マニュアル化などを通じて取り組んでいる。

学生、教職員、学外関係者からのニーズを把握するための手段を多様に講じており、重要事項については、部局長会議、教授会において随時検討している。

監事は置かれていないが、奈良県の組織として県の監査制度、会計制度を通じて監査機能が適切に果たされている。

管理運営に関する方針は、学則をはじめとして関連諸規程で明確に定められ、文書化されているとともに、学長以下、各種委員会委員長・委員、教員の選考、昇任などについてもそれぞれ規程が整備され、文書化されている。

大学の目的や教員の活動状況などのデータはすべてではないもののホームページでアクセスできるほか、教員・学生の研究成果、地域貢献活動などに関わる情報も紀要、年報、その他の情報誌・ホームページを通じて学内外に提供されているとともに、マスコミへの情報発信についてもワーキング・グループを設けつつ積極的に取り組んでいる。

自己点検・評価については、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が常設されている。過去 2 回（平成 5 年度、11 年度）自己点検・評価が実施され、報告書としてまとめられつつ、学内、学外関係機関に配付する形で公開するとともに、学内においては自己点検・評価の中で提起された事項について、教授会構成員による教員懇談会において意見交換を行い、その改善・改革に取り組んできた。

本学は、平成 19 年度にそれまでの夜間部のみの体制から昼間部体制に移行したが、そこで今回、外部評価を含めて改めて新体制の下での自己点検・評価を行ってきたところであり、大学評価・学位授与機構による評価を契機に、外部評価体制の整備・充実に取り組むとともに、公表に関してもホームページへの掲載などにより、一層オープンな形で取り組んでいきたいと考えている。